

山ノ内町
高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6(2024)年3月
山ノ内町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定のための体制整備	3
5 介護保険制度と制度改正のポイント.....	4
6 日常生活圏域	6
第2章 高齢者を取り巻く状況・将来推計	7
1 統計データからみる高齢者の現状	7
2 高齢者等実態調査からみる高齢者の現状.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	36
3 体系図.....	37
第4章 施策の展開	38
基本目標Ⅰ 健やかで、生きがいを持って暮らせる郷土づくり.....	38
基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で、支えあい安心できる郷土づくり	47
基本目標Ⅲ 安心して介護が受けられる郷土づくり	59
第5章 介護サービスにかかる費用の見込み	65
1 保険料算定の手順	65
2 将来推計.....	66
3 各サービスの見込み量	70
4 介護保険事業費の算定.....	83
第6章 計画の推進・評価体制	88
1 計画の周知.....	88
2 計画の推進・評価	88
資料編	89
1 山ノ内町介護保険事業運営委員会設置要綱.....	89
2 山ノ内町介護保険事業運営委員会 委員名簿.....	90
3 計画策定の経過	91

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化は、かねてから幾度となく議論されてきた我が国の大きな課題です。令和4（2022）年10月1日時点の総務省統計局「人口推計」を見ると、我が国の65歳以上の割合（高齢化率）は29.0%と、およそ3割となっています。一方で、15歳未満の割合は11.6%、15～64歳の割合は59.4%となっています。また、下のグラフで表されているように、65歳以上は増加傾向にある一方で、15～64歳は減少傾向にあります。15歳未満も緩やかな減少傾向にあります。

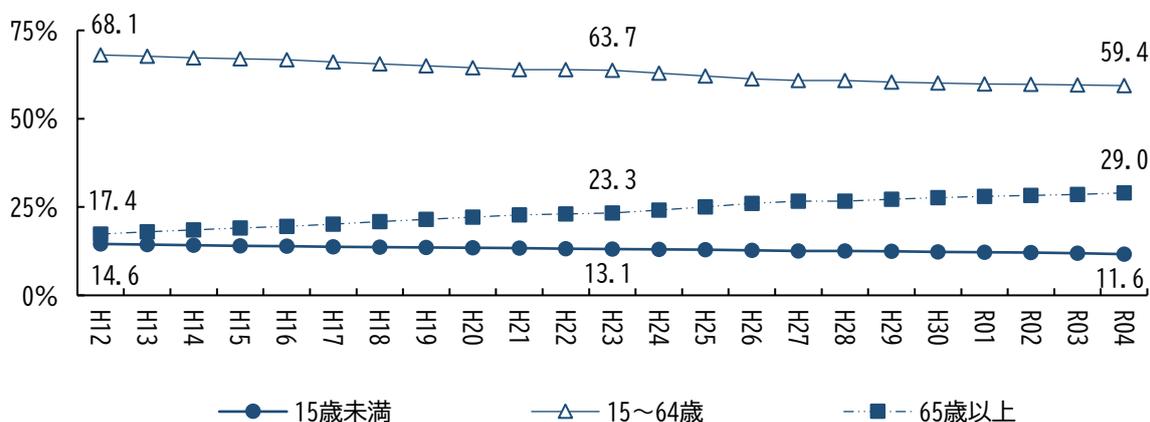
少子高齢化が進むことでまず問題となることは、増加する高齢者を支えるために必要な若い世代が不足することです。高齢者を直接支援する福祉分野の人材が不足するだけでなく、我が国の社会保障制度の財源である税金や保険料を支払う若い世代が減少することで、これまでどおりの社会保障制度が維持できなくなる可能性があります。

下のグラフをみると、平成12（2000）年には15～64歳が65歳以上の約4倍となっています。しかし、令和4（2022）年にはその差が約2倍にまで縮まっており、これは、高齢者1人あたりを支える15～64歳の人数が減っていることを表しています。平成12（2000）年には約4人の15～64歳が1人の高齢者を支えていたものが、令和4（2022）年には約2人の15～64歳が1人の高齢者を支えるという状況に変化していることがわかります。結果として、この22年間で15～64歳にかかる負担はおよそ2倍になっています。

このように、高齢者を支えるための若い世代の負担は年々重くなりつつあり、今後も少子高齢化は継続すると見込まれていることから、高齢者のニーズに応じた高齢者福祉事業や介護保険事業を行うためには、限られた人材で支援を行う体制を整えていく必要があります。そのためには、中長期的に必要な介護サービス量を見込み、その量を確実に確保するための基盤整備を計画的に行っていく必要があります。

本計画は、今後3年間で必要となる介護サービス量を見込み、その必要量を確保する方策についてまとめた計画であるとともに、高齢者福祉事業に関する方向性を定めた計画です。これまで3年に1度、計画を策定し、高齢者福祉事業や介護保険事業の推進を図ってきましたが、このたび、令和5年度までを計画期間とした前期計画が最終年度を迎えたことから、新たな計画を策定することとなりました。本計画期間中には、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年度を迎える等、高齢者の支援ニーズがさらに高まると考えられています。そのような高まるニーズにも対応できるように計画的なサービス基盤の整備に努め、引き続き高齢者福祉事業や介護保険事業の推進を図っていきます。

《年齢3区分別人口割合の推移（全国）》



資料：総務省統計局「人口推計」（10月1日時点）

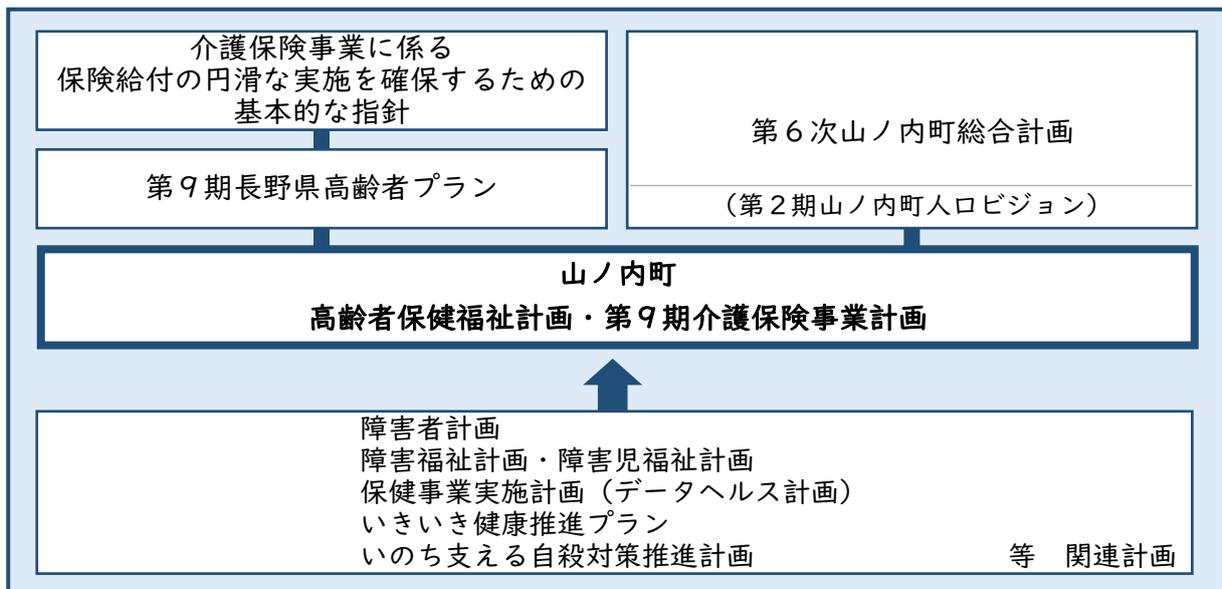
2 計画の位置付け

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

「高齢者保健福祉計画」とは、高齢者福祉事業に関する方向性を定めるとともに、そのために取り組む施策全般をまとめた計画であり、これは、老人福祉法第20条の8の規定により、市町村に策定が義務付けられている計画である「老人福祉計画」を包含した計画として位置づけられるものです。

「介護保険事業計画」とは、介護保険法第117条の規定により市町村に策定が義務付けられている計画であり、3年に1度見直しが行われ、今回が第9期となります。市町村で必要となる介護保険サービスの量を推計して計画的に介護保険サービスの提供体制を整えるとともに、今後3年間の介護保険料を決定します。

また、本計画は、国が提示している「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や長野県の「第9期長野県高齢者プラン」、本計画の上位計画にあたる「第6次山ノ内町総合計画」との整合が図られています。あわせて、町の関連計画とも連携し、町内における高齢者福祉事業・介護保険事業を推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度～令和8年度を計画期間とする3か年計画です。最終年度には新たな計画に向けた見直しを行う予定となっています。ただし、計画期間中であっても、計画の見直しが必要と判断された場合には、最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第6次山ノ内町総合計画									
山ノ内町 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画			山ノ内町 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画			山ノ内町 高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画		山ノ内町 高齢者保健福祉計画 第11期	

4 計画の策定のための体制整備

(1) 山ノ内町介護保険事業運営委員会の開催

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉分野の関係者や学識経験者、町民代表（被保険者）等で構成される「山ノ内町介護保険事業運営委員会」において、計画内容について議論が重ねられました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

町内における高齢者の生活実態や今後の生活についての考え方等の情報を収集し、計画策定の参考資料とするため、要支援・要介護認定を受けていない高齢者（元気高齢者）と要支援・要介護認定者等を対象としたアンケート調査を実施しました。これは、国が主導する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」にあたります。調査結果の抜粋は、第2章に掲載しています。

(3) サービス事業所に対する意見聴取

施設整備等に関する現場の意見を収集し、計画策定の参考資料とするため、管内の事業所等から現状や課題についての意見を聴取しました。

(4) パブリックコメントの実施

より多くの町民の意見を反映するため、計画素案を公表し、広く意見を募集しました。

素案の公表方法：町ホームページ

意見の募集方法：郵送、ファクス、電子メール及び持参による方法

意見の募集期間：令和6(2024)年1月23日(火)～令和6(2024)年2月14日(水)

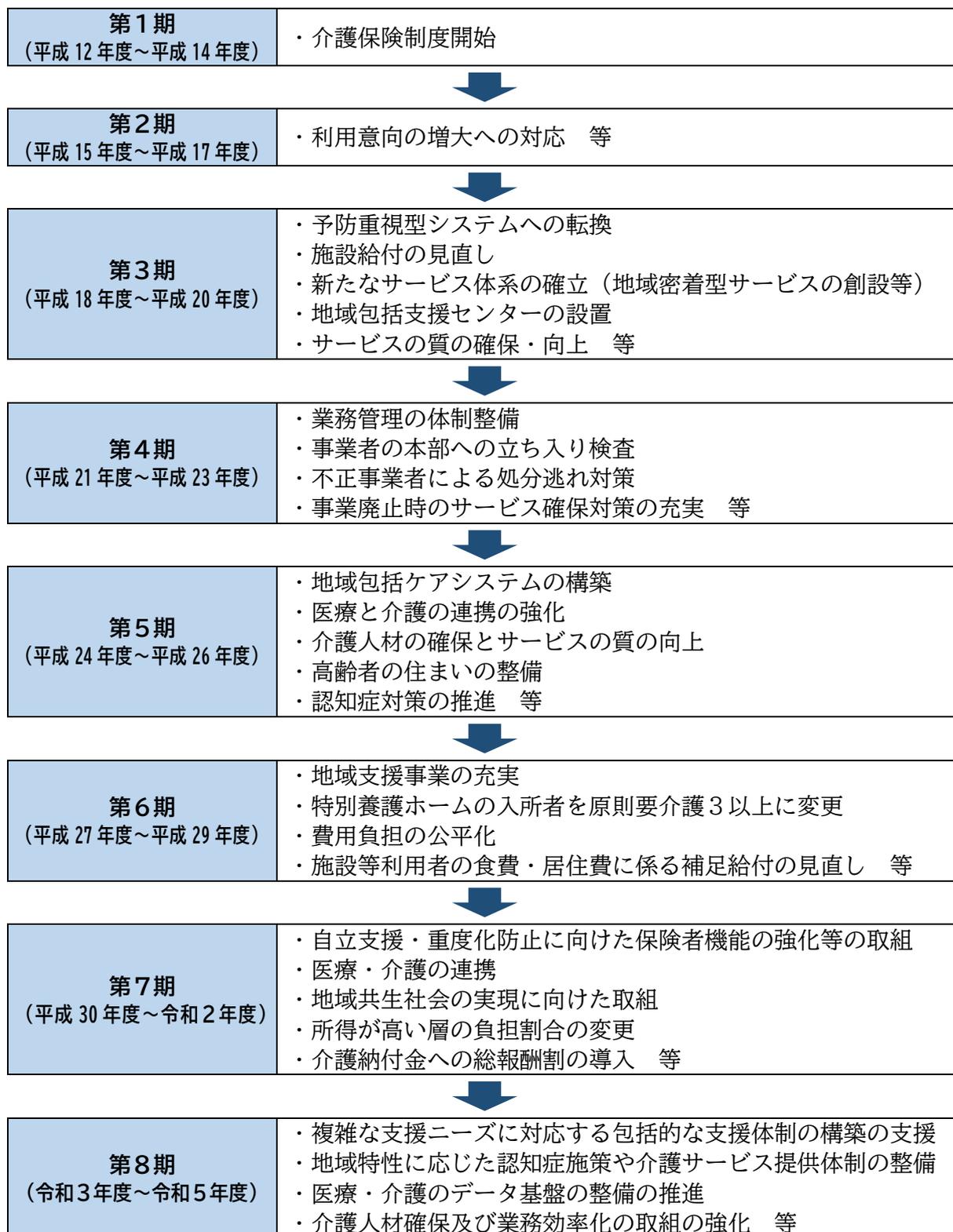
意見の件数：0件

(5) 関係機関との連携

本計画の策定にあたり、長野県や北信管内市町村、北信広域連合等と協議・意見交換を行い、介護保険事業における連携・協力を努めました。

5 介護保険制度と制度改正のポイント

(1) 介護保険制度の経緯



※第9期（令和6年度～令和8年度）のポイントについては、次のページで説明しています。

(2) 第9期の制度改革のポイント

① 介護サービス基盤の計画的な整備

地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みから、地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に整備します。
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加すると見込まれていることから、医療・介護の連携強化に努めます。
- ・サービス提供事業者等の地域の関係者と情報を共有し、今後のサービス基盤の整備の在り方について議論します。

在宅サービスの充実

- ・自宅で生活する要介護者を支えるために地域密着型サービスの更なる普及に努めます。
- ・自宅で生活する要介護者の複雑なニーズにも柔軟に対応するため、複合的な在宅サービスの整備を進めます。
- ・自宅で生活する要介護者が引き続き自宅で生活を送ることができるよう、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援を充実します。

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現のための中核的な基盤となり得る地域包括ケアシステムをより充実させるため、多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みが促進されるよう、総合事業を充実します。
- ・地域包括支援センターの負担を軽減し、質の確保と適切な体制の整備を図ります。また、属性や世代を問わない包括的相談支援等（重層的支援体制整備事業）を行います。
- ・認知症に関する正しい知識を広めることで、認知症となっても地域で安心して生活できる社会を構築します。

デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備

- ・ICT技術の積極的な導入や情報連携基盤の整備による業務の効率化・省力化を目指します。

保険者機能の強化

- ・不適切な給付を抑止するため、給付適正化事業の取組に重点を置きます。

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材の処遇改善や職場環境の改善、人材育成等の取組を総合的に進め、介護人材の確保に努めます。
- ・生産性向上を目的とした様々な支援・施策を関係機関と連携して総合的に推進します。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進します。

6 日常生活圏域

日常生活圏域とは、町民が日常生活を営む区域であり、地理的条件や人口、交通事業等の社会的条件等を総合的に勘案して設定されます。介護分野における日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において介護が必要になっても生活を継続することができるよう、区域ごとに介護サービスの提供体制を整備することを目的としており、おおよそ高齢者の住まいから30分以内に介護サービスにアクセスできる区域とされています。

本町では、引き続き町内全域を1つの日常生活圏域とします。

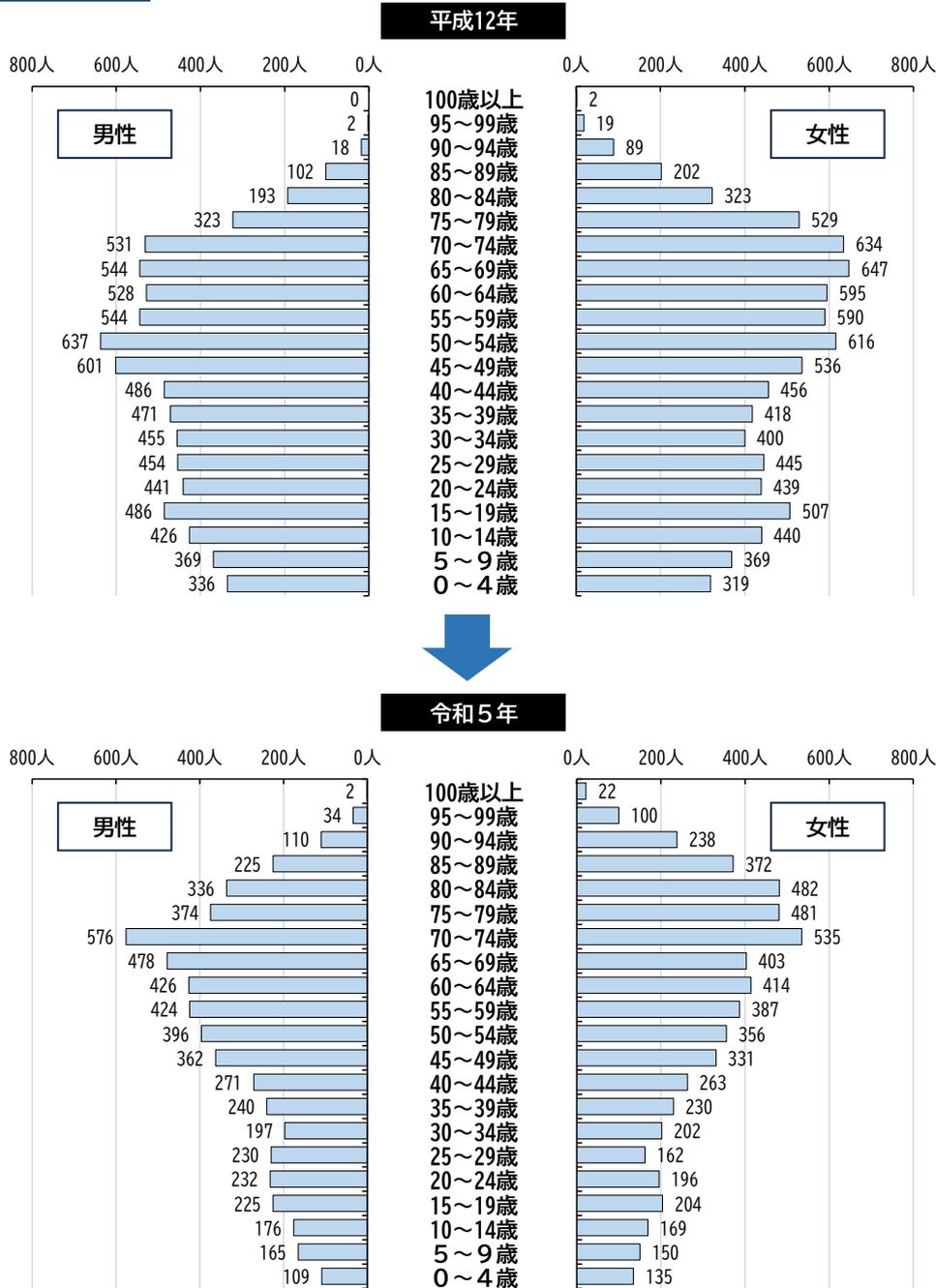
また、高齢者の総合相談窓口等の役割を有する地域包括支援センターは、地域福祉センター内に設置されています。

第2章 高齢者を取り巻く状況・将来推計

1 統計データからみる高齢者の現状

(1) 人口・世帯について

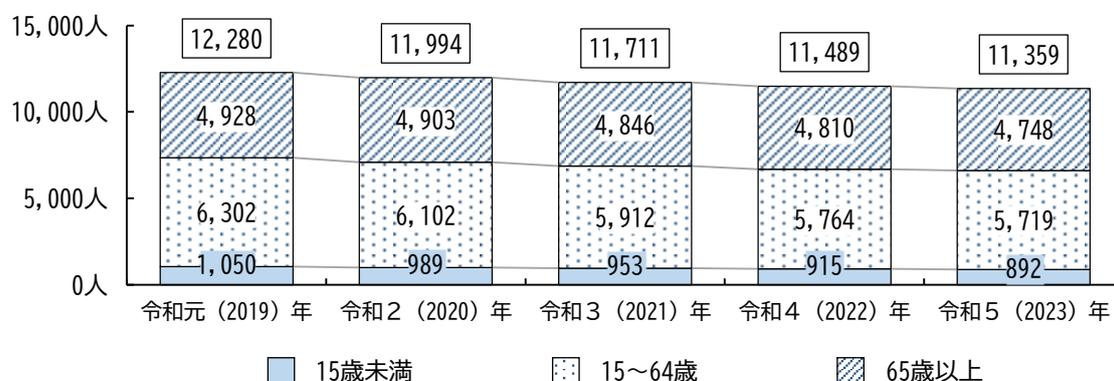
① 人口ピラミッド



資料：地区別年齢別人口集計表（4月1日時点）

介護保険制度が開始された平成12（2000）年と令和5（2023）年の人口ピラミッドを比較すると、年少人口（15歳未満）が生産年齢人口（15～64歳）よりも多くない「つりがね型」から、年少人口（15歳未満）が少なく、高齢者人口（65歳以上）の割合が高い「つぼ型」に変化しています。

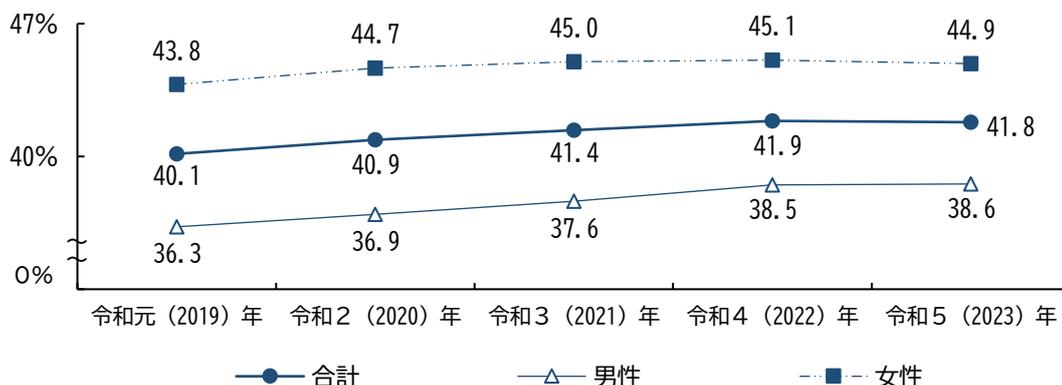
② 総人口・年齢3区分別人口



資料：地区別年齢別人口集計表（9月30日時点）

令和5（2023）年の総人口は11,359人であり、年齢3区分別で見ると「15歳未満」が892人、「15～64歳」が5,719人、「65歳以上」が4,748人となっています。令和元（2019）年からの推移をみると、総人口は減少傾向にあり、年齢3区分別にみても、すべての区分で減少傾向にあります。

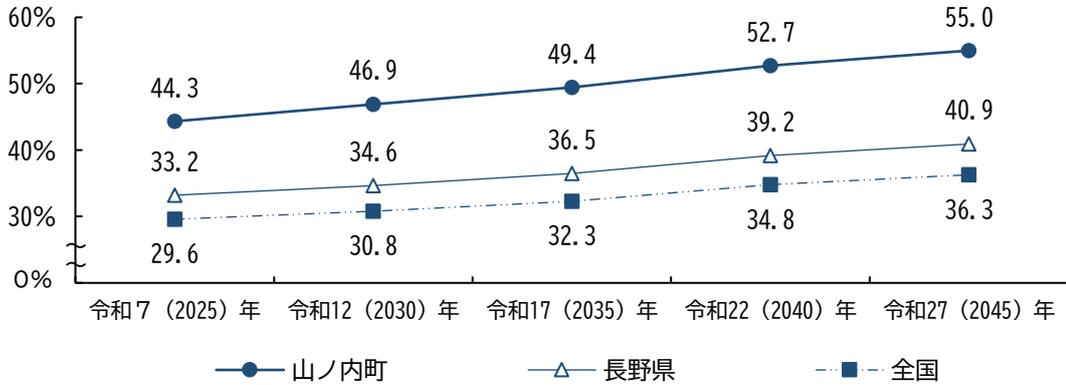
③ 高齢化率



資料：地区別年齢別人口集計表（9月30日時点）

令和5（2023）年の高齢化率は41.8%であり、性別で見ると「男性」が38.6%、「女性」が44.9%となっています。令和元（2019）年からの推移をみると、令和5（2023）年は令和4年（2022）年より0.1ポイント減少しており、高齢者数も減少傾向にある中、高齢化率は横ばい傾向に移行しつつあります。また、高齢化率は「女性」が「男性」を上回っている一方で、近年では「男性」の増加幅が「女性」よりも大きく、少しずつ性別による差が縮まっています。

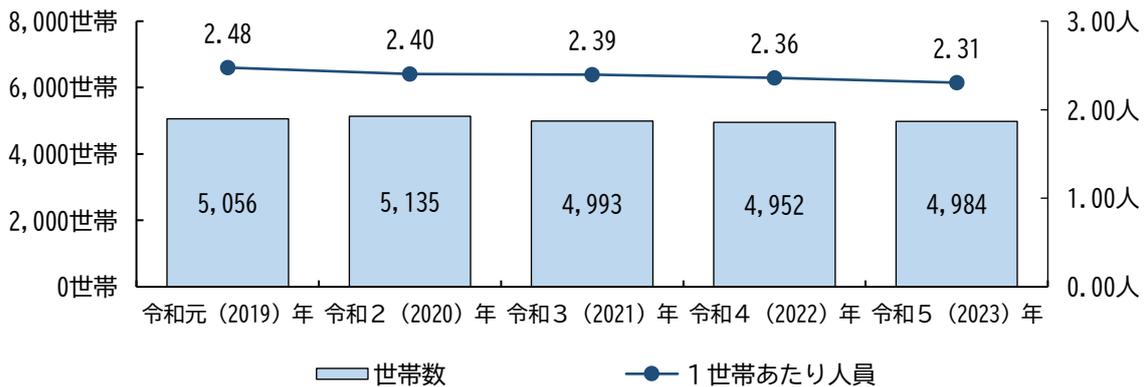
④ 高齢化率の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29（2017）年推計）」
「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

国立社会保障・人口問題研究所による高齢化率の推移を長野県や全国と比較すると、高齢化率の増加が全国的に続く見込みであり、特に本町は長野県や全国を大きく上回って推移することがわかります。特に、令和 27（2045）年には高齢化率 55%（人口の半分以上が高齢者）に達すると推計されています。

⑤ 世帯数

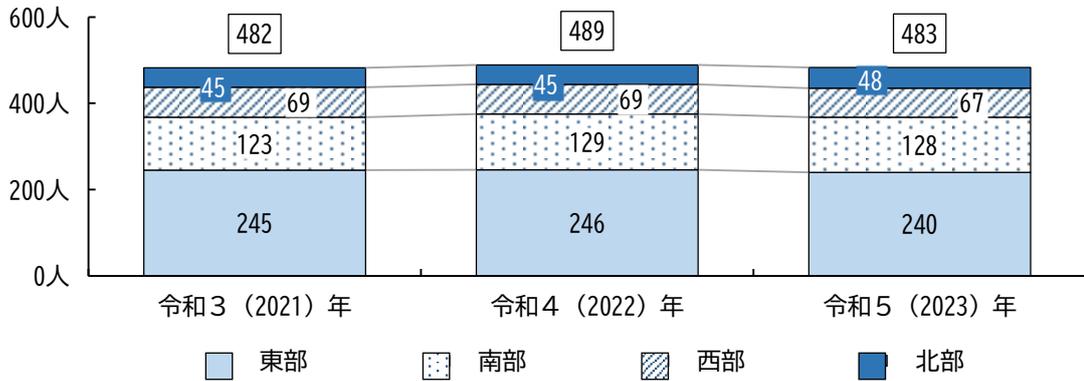


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（1月1日時点）

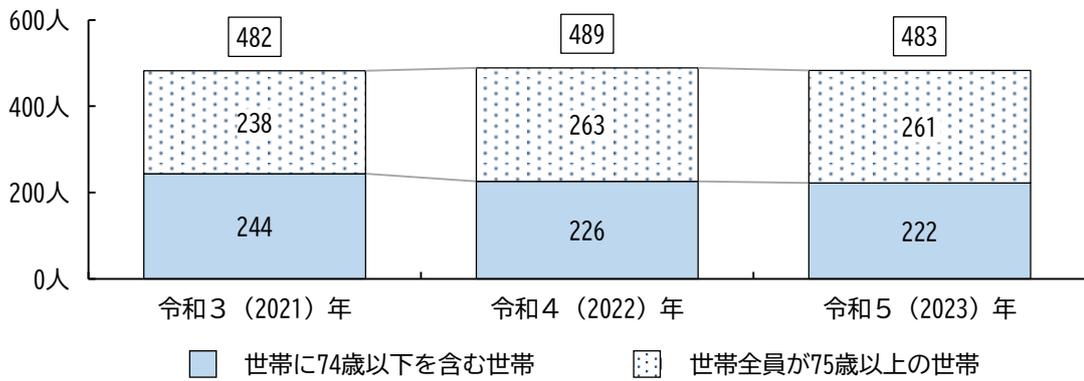
令和 5（2023）年の世帯数は 4,984 世帯で、1 世帯あたり人員は 2.31 人となっています。過去からの推移をみると、世帯数は令和 2（2020）年までは増減しながらも 5,000 世帯以上を維持していましたが、令和 3（2021）年以降は 5,000 世帯を下回るようになり、1 世帯あたりの人員も緩やかに減少傾向にあります。

⑥ 高齢者のみの世帯

居住地区別



世帯人員の年齢別

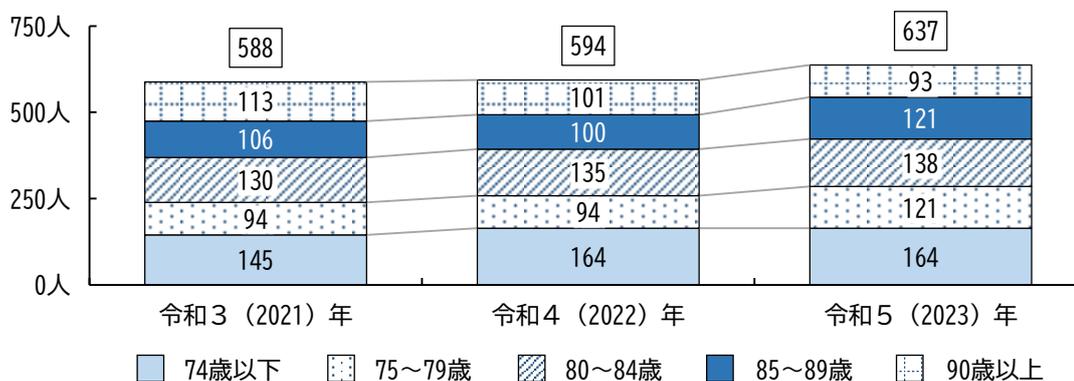


資料：高齢者のみ世帯調査集計
 (令和3(2021)年10月18日時点、令和4(2022)年12月1日時点、令和5(2023)年11月14日時点)

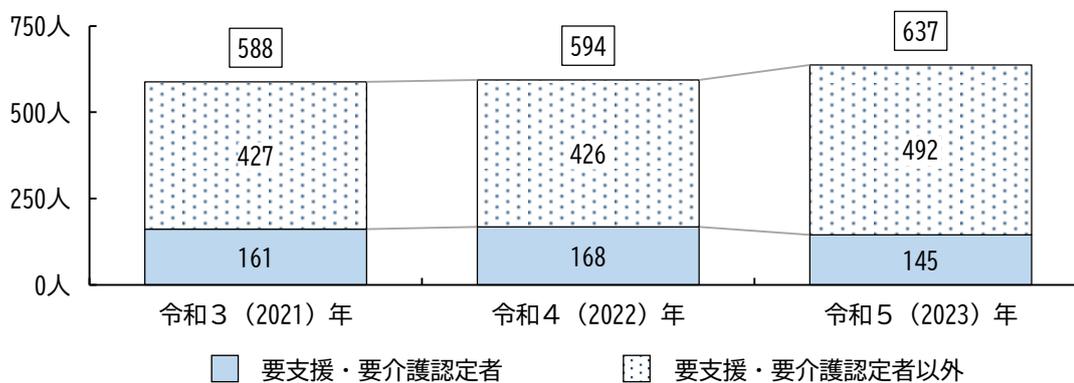
令和5(2023)年の高齢者のみの世帯は483世帯であり、居住地区別で見ると「東部」が240世帯、「南部」が128世帯、「西部」が67世帯、「北部」が48世帯となっています。また、世帯人員の年齢別で見ると「世帯全員が75歳以上の世帯」が261世帯、「世帯に74歳以下を含む世帯」が222世帯となっています。令和3(2021)年からの推移をみると、居住地区別では大きな変化はみられないものの、世帯人員の年齢別では令和5年度において「世帯に74歳以下を含む世帯」、「世帯全員が75歳以上の世帯」とともに減少していますが、「世帯全員が75歳以上の世帯」の割合は増加し続けています。

⑦ ひとり暮らし高齢者

年齢別



要介護認定の有無別



資料：独居リスト（65歳以上）

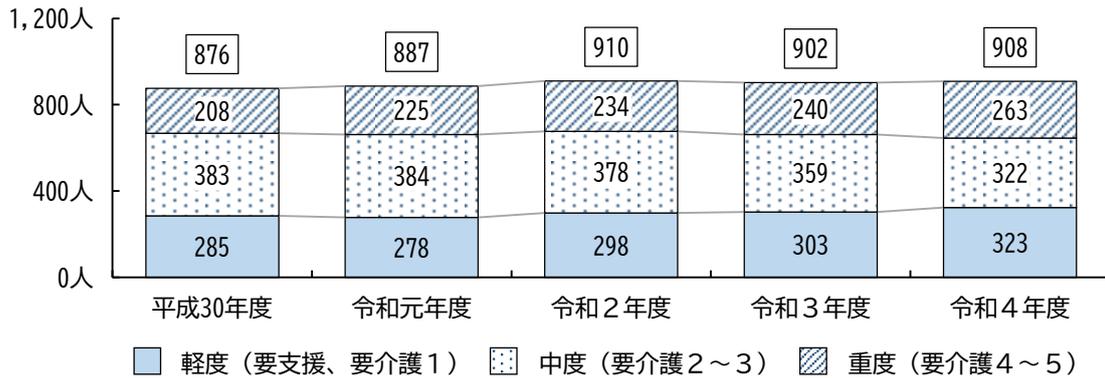
（令和3(2021)年10月18日時点、令和4(2022)年12月1日時点、令和5(2023)年12月20日時点）

令和5（2023）年のひとり暮らし高齢者は637人であり、年齢別で見ると「74歳以下」が164人、「75～79歳」が121人、「80～84歳」が138人、「85～89歳」が121人、「90歳以上」が93人となっています。また、要介護認定の有無別で見ると「要支援・要介護認定者」が145人、「要支援・要介護認定者以外」が492人となっています。令和3（2021）年からの推移をみると、この2年間でひとり暮らし高齢者は49人増加しています。要介護認定の有無別では、「要支援・要介護認定者」は16人減少しています。年齢別では「75～79歳」「80～84歳」「85～89歳」が増加傾向、「90歳以上」が減少傾向にあります。

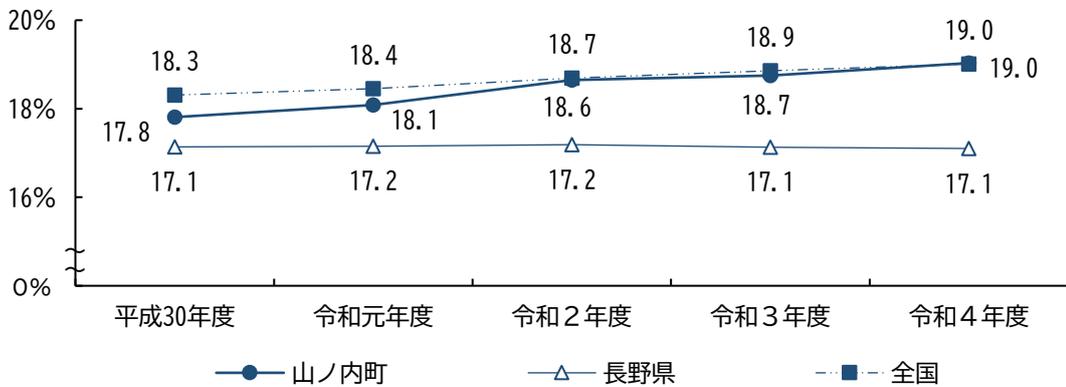
(2) 要介護認定者等について

① 要介護認定者・要介護認定率

要介護認定者



要介護認定率



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※令和4年度のみ3月月報

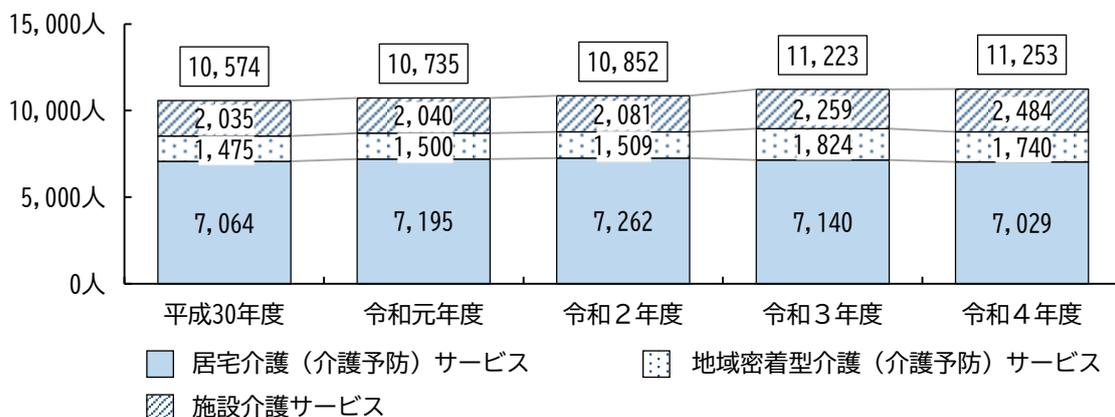
令和4年度の要介護認定者は908人であり、程度別で見ると「軽度」が323人、「中度」が322人、「重度」が263人となっています。平成30年度からの推移をみると、要介護認定者は緩やかな増加傾向となっており、令和2年度以降は900人台になっています。程度別では、「軽度」、「重度」が増加傾向、「中度」が減少傾向にあります。

また、要介護認定率※₁は令和4年度に19.0%となっており、平成30年度からの推移をみると、要介護認定率は増加傾向にあります。

要介護認定率を長野県や全国と比較すると、長野県は安定して17.1～17.2%を維持している一方で、本町は全国と類似し、要介護認定率が高い傾向にあります。

※1…第1号保険者（65歳以上の人）のうち、要介護保険認定を受けた人の割合のこと。

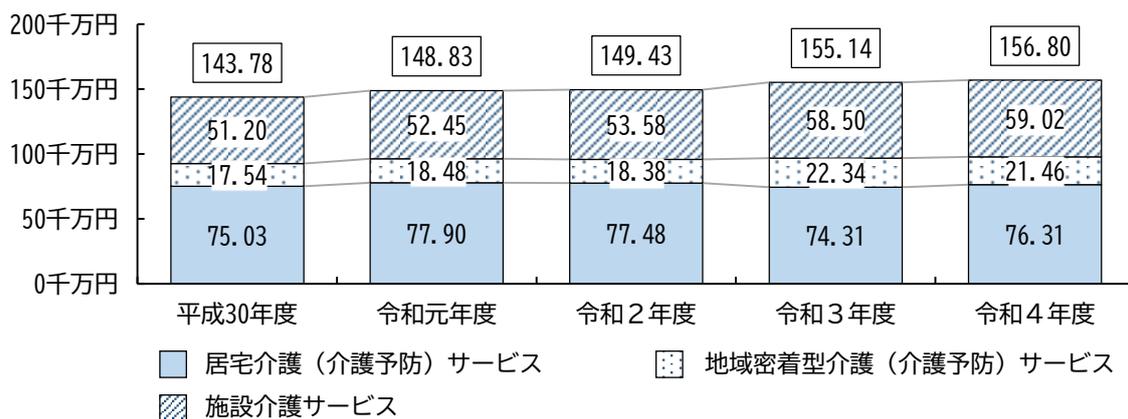
② サービス受給者



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※令和4年度のみ月報の積み上げ

令和4年度のサービス受給者（延べ人数）は11,253人であり、サービスの種類別で見ると「居宅介護（介護予防）サービス」が7,029人、「地域密着型介護（介護予防）サービス」が1,740人、「施設介護サービス」が2,484人となっています。平成30年度からの推移をみると、サービス受給者は増加傾向にあり、サービスの種類別では、「施設介護サービス」は一貫して増加傾向にありますが、その他のサービスは令和4年度に減少しています。

③ 給付費

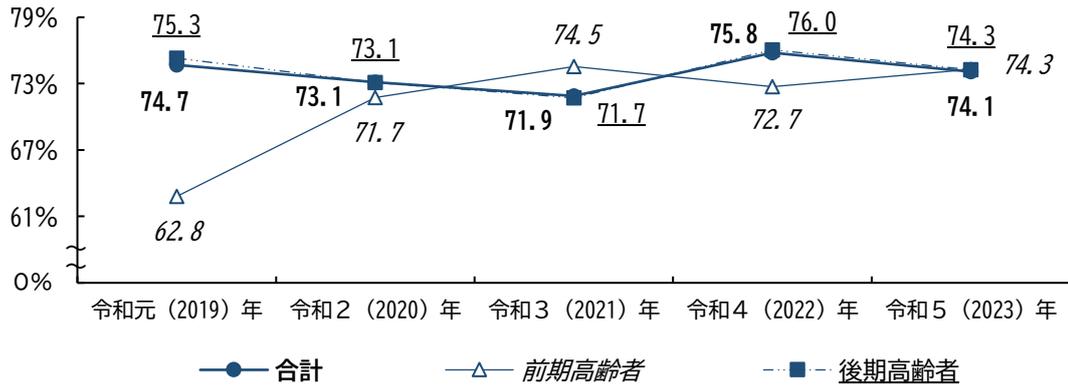


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※令和4年度のみ月報の積み上げ

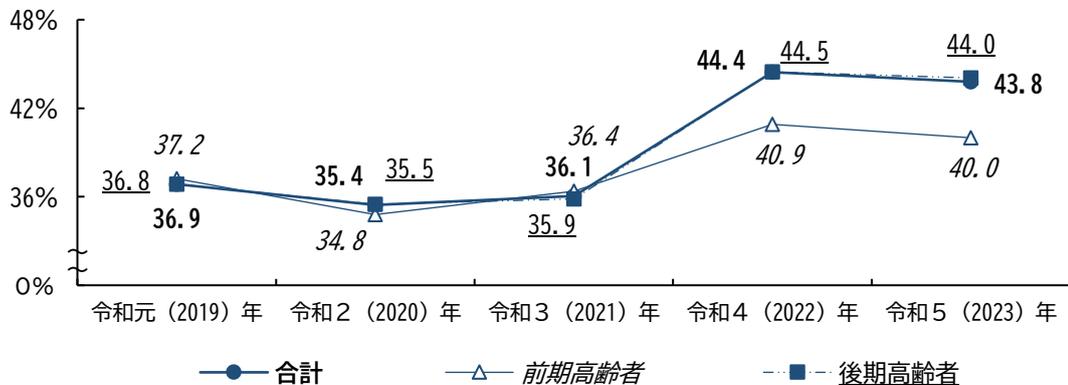
令和4年度の給付費は156.80千万円であり、サービスの種類別で見ると「居宅介護（介護予防）サービス」が76.31千万円、「地域密着型介護（介護予防）サービス」が21.46千万円、「施設介護サービス」が59.02千万円となっています。平成30年度からの推移をみると、給付費は増加傾向にあり、サービスの種類別で見ても、いずれのサービスも増加傾向にありますが、中でも「施設介護サービス」の増加が目立ちます。

④ 認知症の要介護認定者・在宅寝たきりの要介護認定者

認知症の要介護認定者



在宅寝たきりの要介護認定者



※合計には2号被保険者（40～64歳）を含みます。

※割合を算出するために使用した母数（要介護認定者）は、施設で生活している要介護認定者を除いた数です。

資料：健康福祉課資料

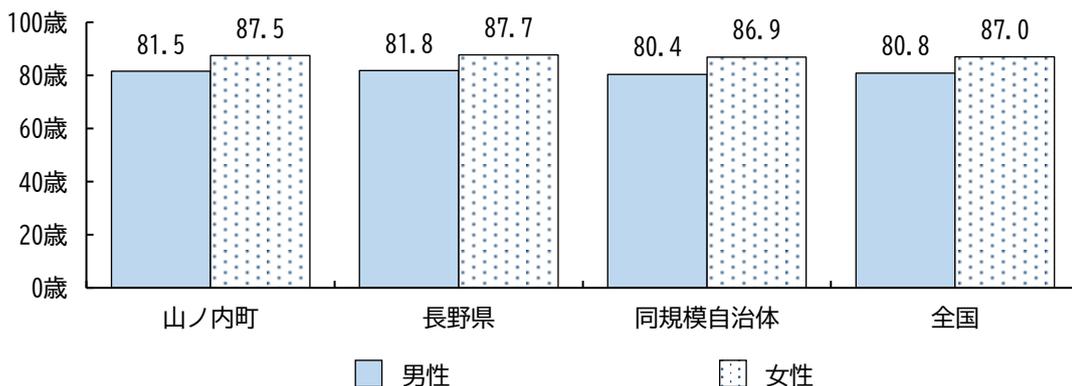
令和5（2023）年の認知症の要介護認定者の割合は74.1%であり、年齢別で見ると「前期高齢者」が74.3%、「後期高齢者」が74.3%となっています。令和元（2019）年からの推移をみると、前期高齢者は上下することがあるものの、全体としてはおおよそ7割台で推移しています。

令和5（2023）年の在宅寝たきりの要介護認定者の割合は43.8%であり、年齢別で見ると「前期高齢者」が40.0%、「後期高齢者」が44.0%となっています。令和元（2019）年からの推移をみると、「前期高齢者」、「後期高齢者」とともに令和4（2022）年で大幅に増加しており、令和5（2023）年では横ばいに転じています。

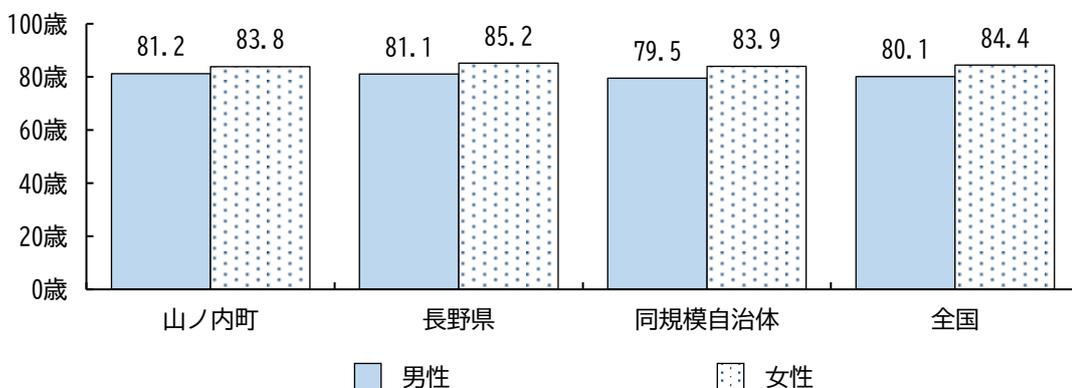
(3) 高齢者の生活等について

① 平均寿命・健康寿命（令和4（2022）年）

平均寿命



健康寿命



資料：国保データベースシステム

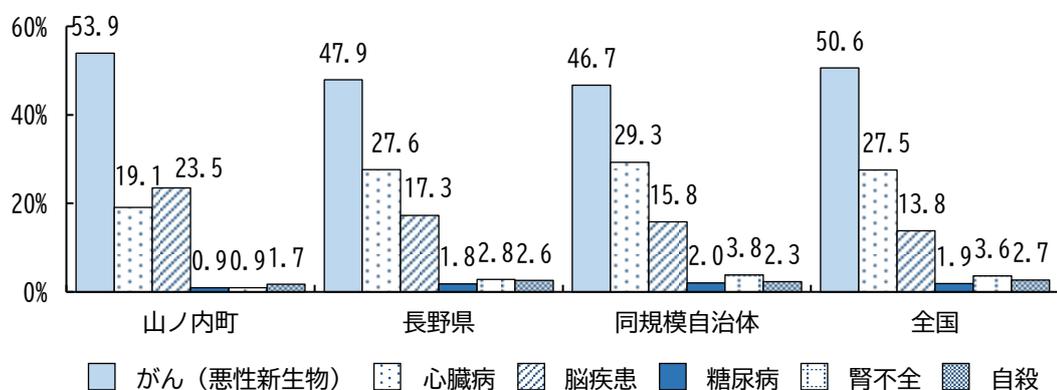
令和4（2022）年の平均寿命^{※1}は、「男性」が81.5歳、「女性」が87.5歳となっています。平均寿命を長野県や全国などと比較すると、大きな差異はみられず、男女ともに長野県と類似した傾向となっています。

令和4（2022）年の健康寿命^{※2}は、「男性」が81.2歳、「女性」が83.8歳となっています。健康寿命を長野県や全国などと比較すると、「男性」は長野県と類似した傾向で、同規模自治体や全国より高くなっています。一方で、「女性」は長野県より1.4歳低く、全国よりも低くなっています。

※1…0歳における平均余命、生まれてから亡くなるまでの平均的な時間までのこと。

※2…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

② 死因割合（令和4（2022）年）

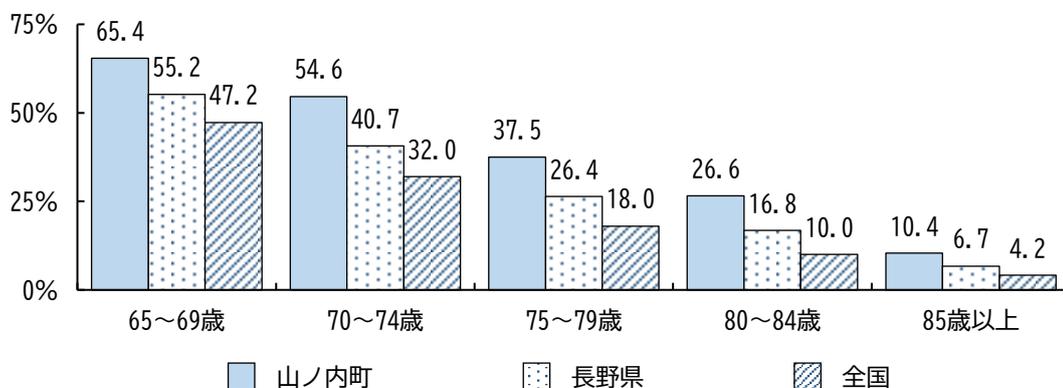


資料：国保データベースシステム

令和4（2022）年の主要死因の割合は、「がん（悪性新生物）」が53.9%、「心臓病」が19.1%、「脳疾患」が23.5%、「糖尿病」が0.9%、「腎不全」が0.9%、「自殺」が1.7%となっています。

主要死因の割合を長野県や全国などと比較すると、「がん（悪性新生物）」、「脳疾患」が多く、「心臓病」、「腎不全」が少ないことがわかります。

③ 高齢者の年齢別就業者割合（令和2（2020）年）

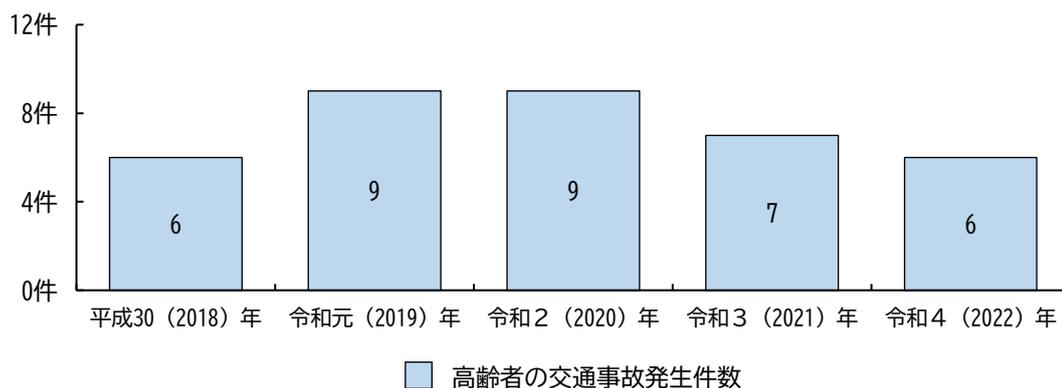


資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年10月1日時点）

令和2（2020）年の高齢者の年齢別就業者割合は、「65～69歳」が65.4%、「70～74歳」が54.6%、「75～79歳」が37.5%、「80～84歳」が26.6%、「85歳以上」が10.4%となっています。

高齢者の年齢別就業者割合を長野県や全国などと比較すると、いずれの年齢区分でも本町の割合が高くなっており、長野県自体も全国に比べて高いものの、本町はそれをさらに上回っています。

④ 高齢者の交通事故発生件数

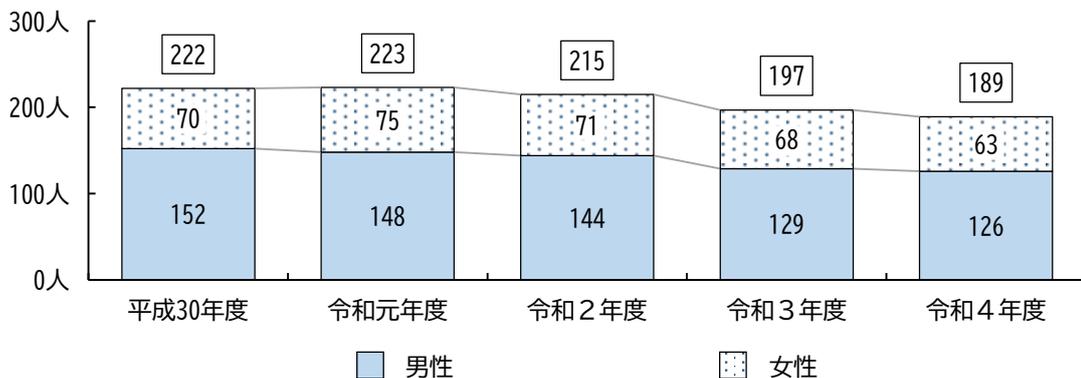


資料：警察関係資料（12月31日時点）

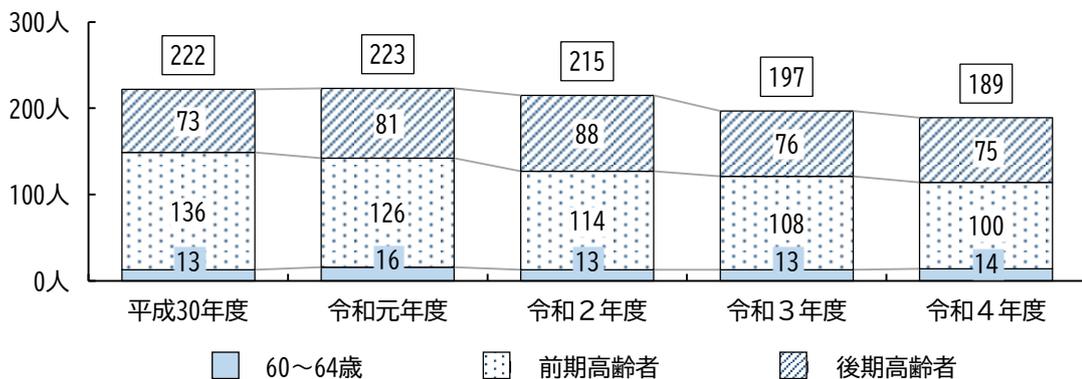
令和4（2022）年の高齢者の交通事故発生件数は6件となっています。平成30（2018）年からの推移をみると、令和2（2020）年以降、減少傾向が続いています。

⑤ シルバー人材センターの登録者

性別



年齢別



資料：シルバー人材センター男女別・年齢別登録状況

令和4年度のシルバー人材センター登録者は189人であり、性別で見ると「男性」が126人、「女性」が63人となっています。また、年齢別で見ると「60～64歳」が14人、「前期高齢者」が100人、「後期高齢者」が75人となっています。平成30年度からの推移をみると、シルバー人材センター登録者は令和元年度までは横ばいでしたが、令和2年度以降は減少傾向にあります。性別では「男性」の減少幅が大きく、年齢別では「前期高齢者」の減少幅が大きくなっています。

⑥ ボランティア（令和4年度）

団体名	活動内容
山ノ内町食生活改善推進協議会	食文化の伝承、研修、講習会。バイキング料理作り協力
うぐいすの会	町広報誌、ちからこぶ、ローカル誌の録音テープ作り
お話ぐーちょきぱー	紙芝居、パネルシアター、本の読み聞かせ、クラウンによるショー
志賀青空グループ	いで湯の里にてボランティア活動、社協の依頼時により活動
山ノ内民話の会	山ノ内民話伝承、紙芝居
山ノ内町点字パソコングループ	パソコンによる点訳活動
鈴の会	傾聴活動
ほのぼのグループ	配食サービスほのぼの弁当作りと配達
りんごの会	日赤生活支援講習会受講者
まちづくりワークショップ楓	まちづくりにつながる活動推進
つるばみの会	森林インストラクター、講習会、観察会講師
どんぐり絆の会	福祉ボランティア勉強会
NPO法人よませ自然学校	環境保全活動、子どもの育成、福祉の向上
更生保護女性会	ふれあい広場出店、子どもを守る安心の家調査、街頭パトロール、裾花寮訪問
杳野組湯ノ原まちづくりの会	湯ノ原地区まちづくり活動推進
MOAかがやきの会	花の生け込み、お茶出し
れんげ草の会	認知症に対する啓発活動
中野立志館高校JRC部	町内外施設での交流・ふれあい広場
中野西高校ESD倶楽部	地域に関わるボランティア活動・ふれあい広場
なっちょワーク	福祉を盛り上げる活動・情報交換
朗読LaLaLa	朗読レッスン、朗読ボランティア（絵本、紙芝居、詩、物語り、他）
朗読の会 あすなろ	読み聞かせ
レコードの楽しみ2019	CD・レコード視聴による地域交流

資料：つつみ住民活動センター登録団体名簿

令和4年度のボランティア登録団体の一覧です。23団体が活動を行っています。

⑦ 町中央公民館の主な事業（令和4年度）

事業名	実施回数	受講者数
英会話教室	56回	初級11名・中級12名
コカリナ教室	10回	6名
エコクラフト教室	10回	24名
着物着付け教室	10回	7名
ストレッチ教室	10回	20名
福祉・環境を考える講座	1回	18名
映画観賞会	1回	142名
館報情報資料等発行	3回	
自然体験教室	1回	14名
シニア大学	12回	66名

資料：主要施策の概要報告（令和4年度）

令和4年度の町中央公民館の主な事業の一覧（抜粋）です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止せざるを得なかった事業もありますが、できる範囲で事業を継続しました。

2 高齢者等実態調査からみる高齢者の現状

調査方法・調査期間

調査方法：抽出調査にて実施、郵送による配布・回収

調査期間：令和4（2022）年11月1日～令和4（2022）年12月23日

調査対象者・回収状況

調査の種類	調査対象者	対象者数	有効回収数	有効回収率
元気高齢者 実態調査	町内に居住する要介護・要支援の認定を受けていない65歳以上の男女	69人	53票	76.8%
居宅要介護・要支援 認定者等実態調査	町内に居住する要介護・要支援認定を受けている40歳以上の男女	710人	512票	72.1%

属性

【性別】

	n	男性	女性
元気	53	43.4%	56.6%
認定者	512	31.8%	68.2%

【年齢層】

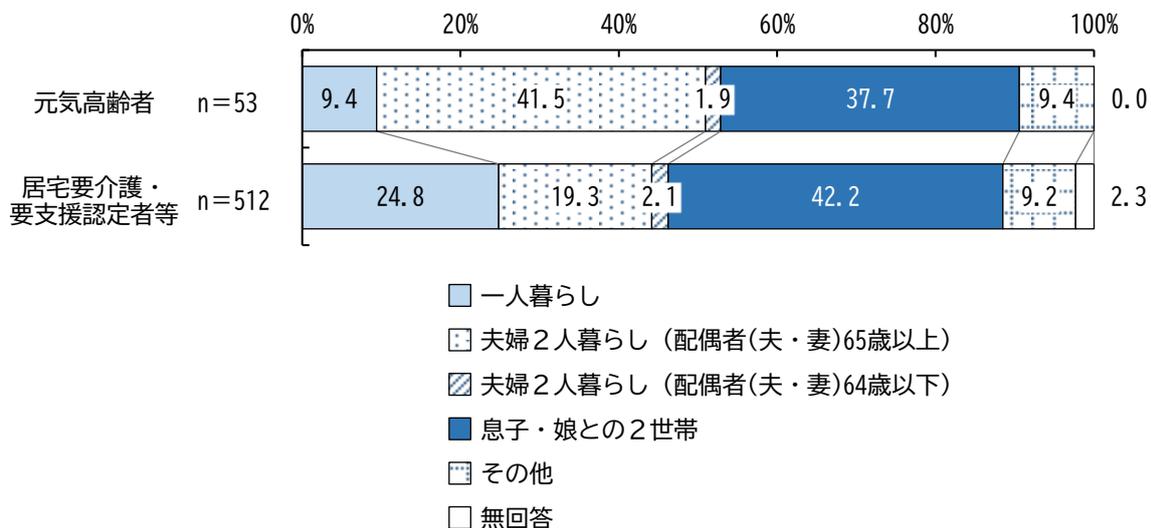
	n	40～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上
元気	53		18.9%	22.6%	20.8%	20.8%	11.3%	5.7%
認定者	512	0.0%	2.3%	5.5%	8.0%	23.4%	31.3%	29.5%

【要介護度】

	n	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	無回答
認定者	512	0.2%	11.7%	15.8%	26.8%	21.7%	12.9%	8.4%	2.5%

(1) 毎日の生活など（生活状況・運動・食事など）について

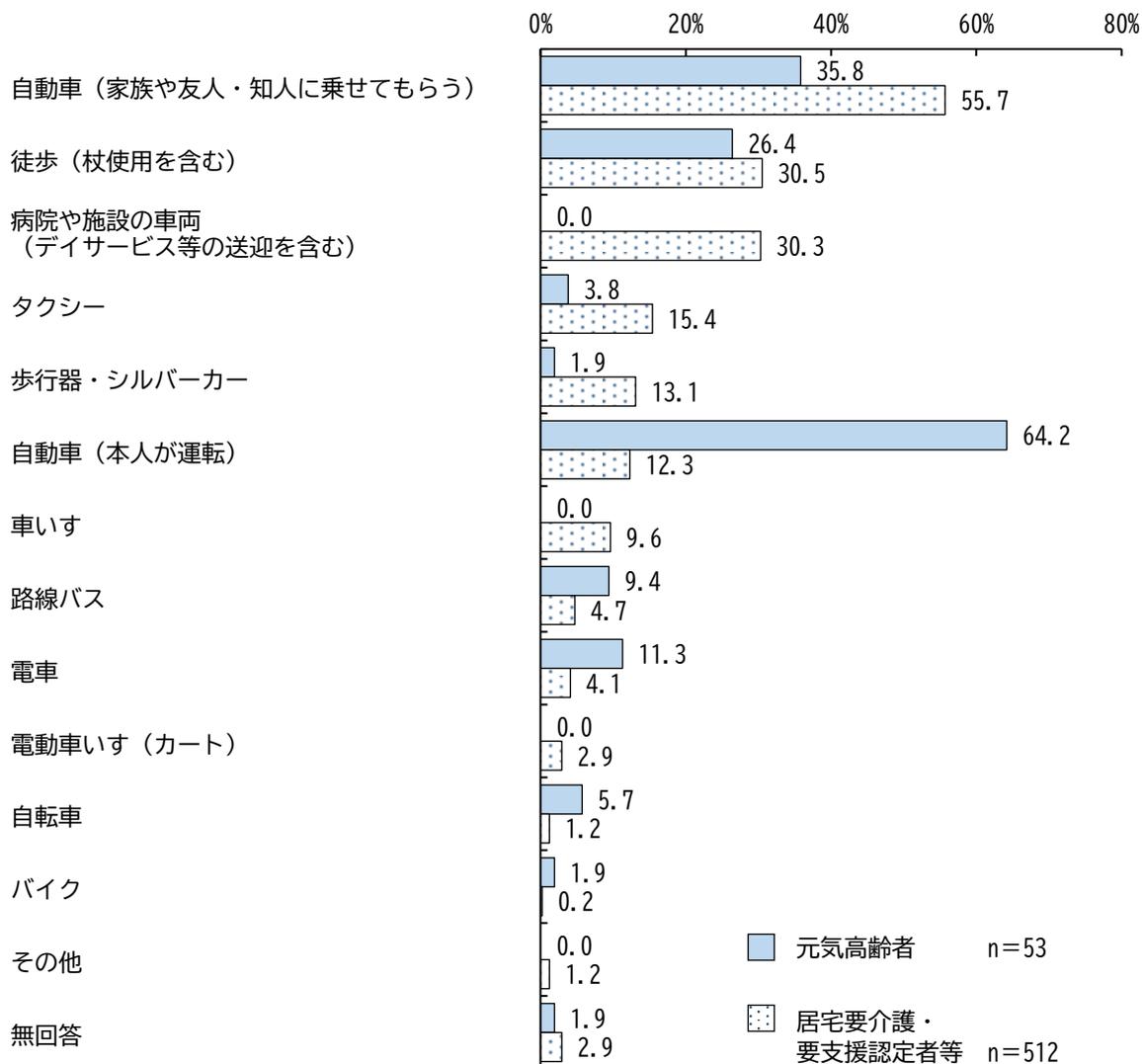
① 家族構成



元気高齢者において、「夫婦2人暮らし（配偶者（夫・妻）65歳以上）」が41.5%と最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が37.7%、「一人暮らし」、「その他」がそれぞれ9.4%などとなっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「息子・娘との2世帯」が42.2%と最も多く、次いで「一人暮らし」が24.8%、「夫婦2人暮らし（配偶者（夫・妻）65歳以上）」が19.3%などとなっています。

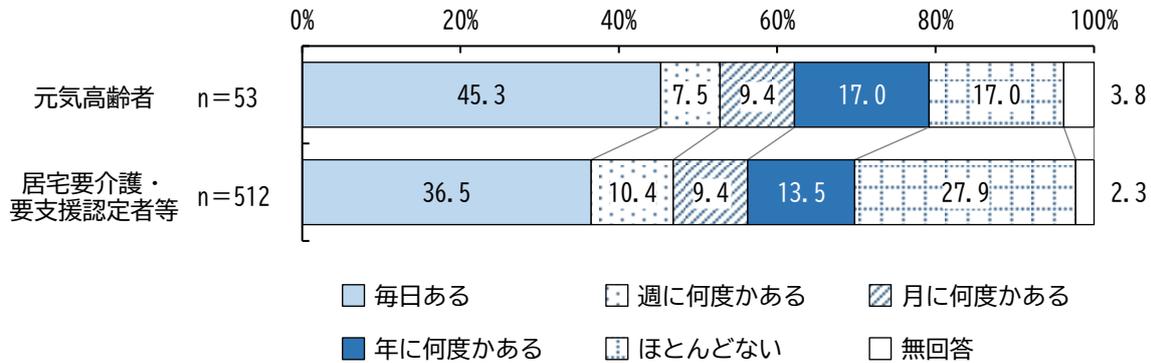
② 外出する際の移動手段（複数回答可能）



元気高齢者において、「自動車（本人が運転）」が64.2%と最も多く、次いで「自動車（家族や友人・知人に乗せてもらう）」が35.8%、「徒歩（杖使用を含む）」が26.4%などとなっています。

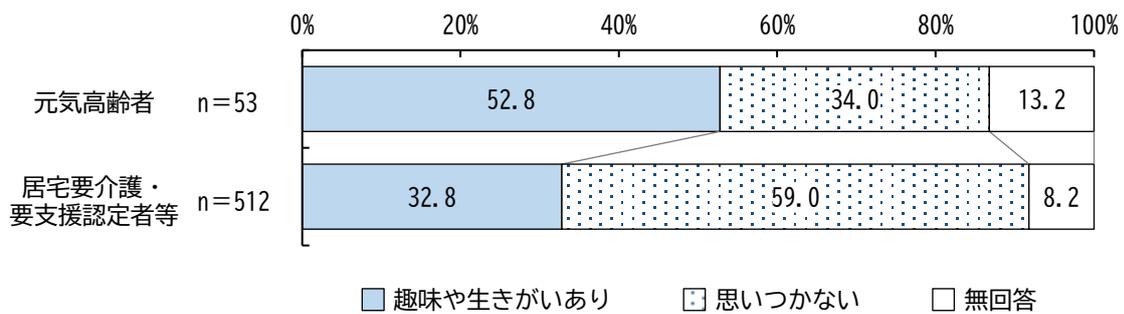
居宅要介護・要支援認定者等において、「自動車（人に乗せてもらう）」が55.7%と最も多く、次いで「徒歩（杖使用を含む）」が30.5%、「病院や施設の車両（デイサービス等の送迎を含む）」が30.3%などとなっています。

③ どなたかと食事をとる機会の有無



元気高齢者において、「毎日ある」が45.3%と最も多く、次いで「年に何度かある」、「ほとんどない」がそれぞれ17.0%、「月に何度かある」が9.4%などとなっています。
 居宅要介護・要支援認定者等において、「毎日ある」が36.5%と最も多く、次いで「ほとんどない」が27.9%、「年に何度かある」が13.5%などとなっています。

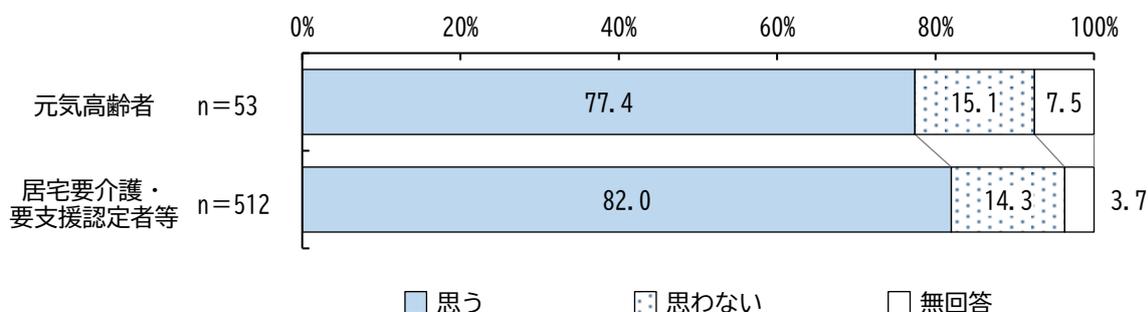
④ 趣味や生きがいの有無



元気高齢者において、「趣味や生きがいあり」が52.8%、「思いつかない」が34.0%となっています。
 居宅要介護・要支援認定者等において、「趣味や生きがいあり」が32.8%、「思いつかない」が59.0%となっています。

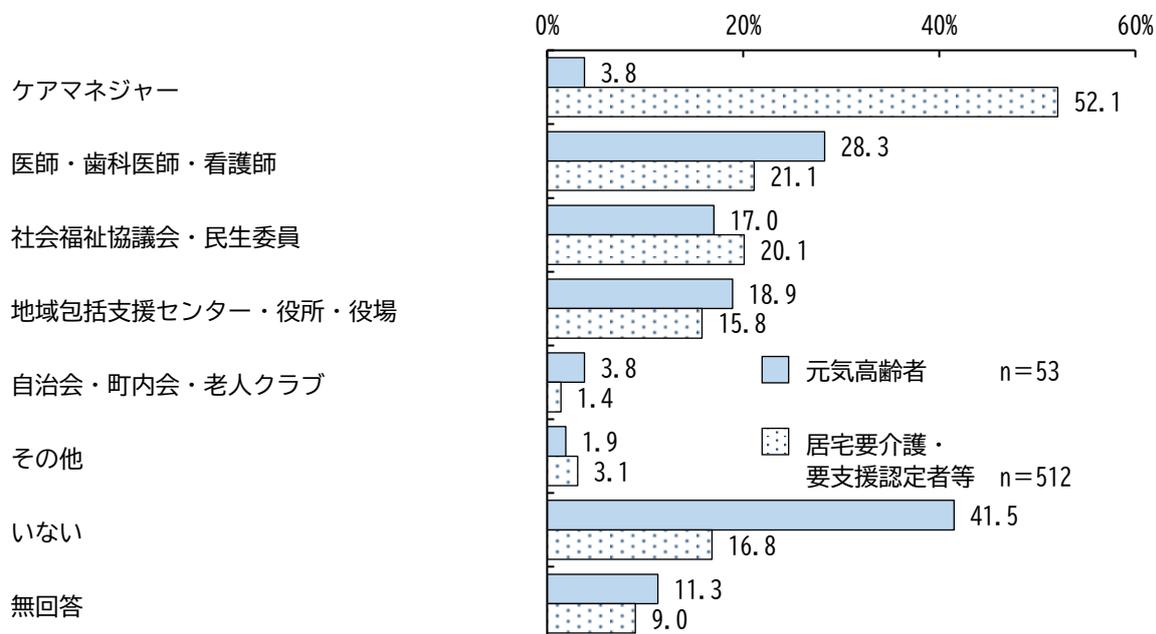
(2) 地域での活動・助け合いについて

① 住んでいる地域は安心して生活できる地域だと思うか



元気高齢者において、「思う」が77.4%、「思わない」が15.1%となっています。
居宅要介護・要支援認定者等において、「思う」が82.0%、「思わない」が14.3%となっています。

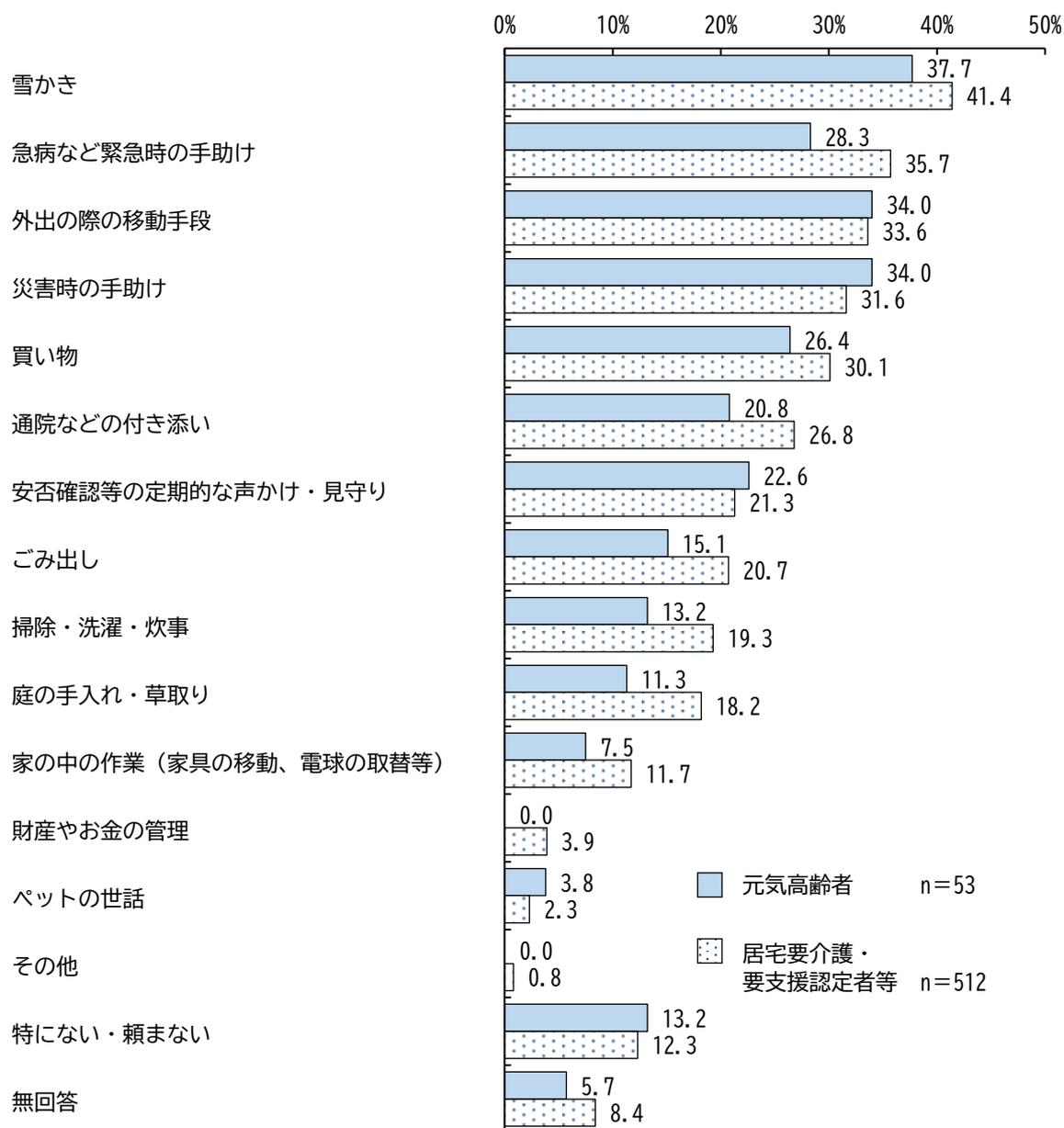
② 家族や友人・知人以外で相談する相手（複数回答可能）



元気高齢者において、「いない」が41.5%と最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が28.3%、「地域包括支援センター・役所・役場」が18.9%などとなっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「ケアマネジャー」が52.1%と最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が21.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が20.1%などとなっています。

③ 日常生活上の支援が必要になった時、地域の人にしてほしい支援（複数回答可能）

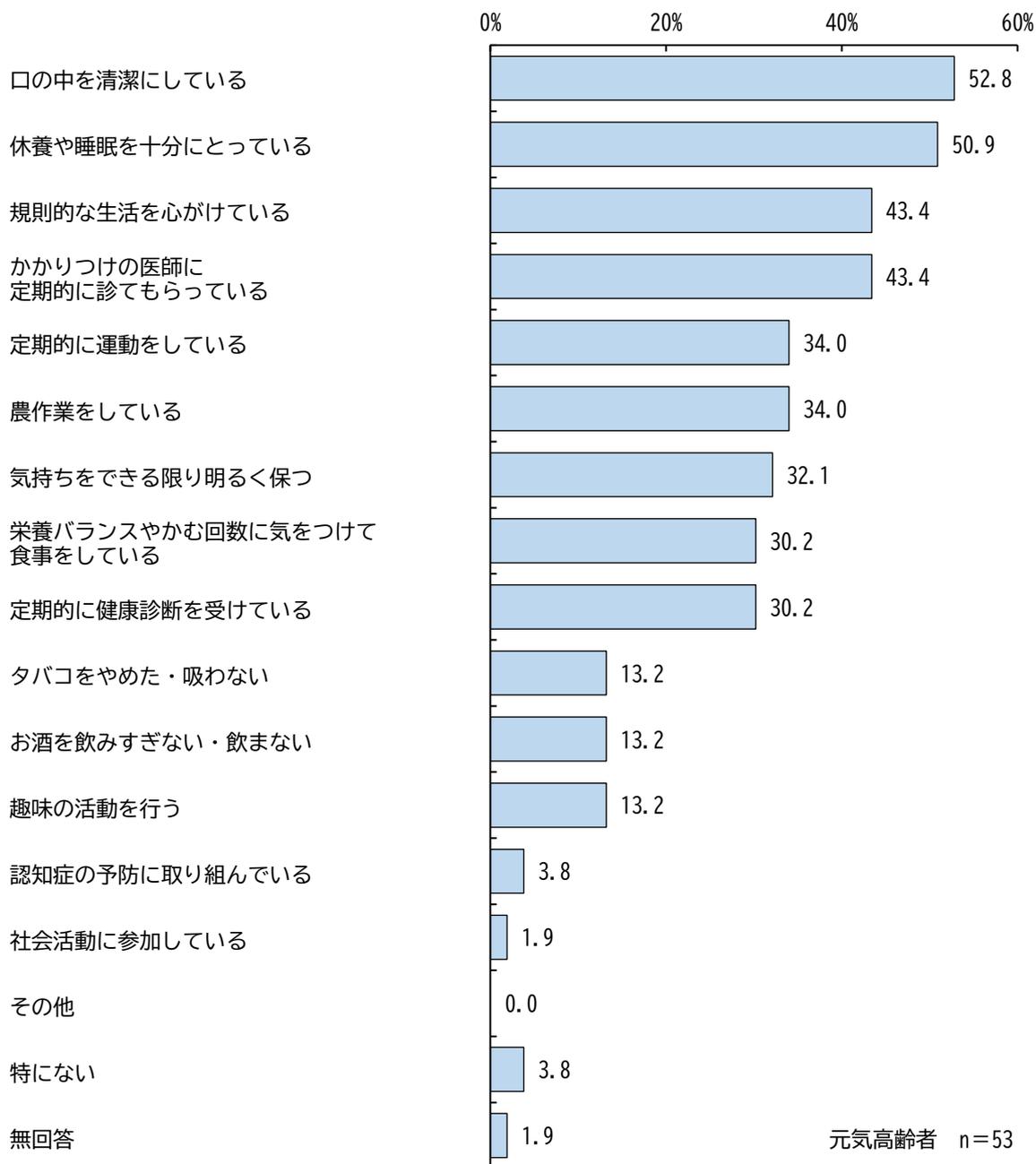


元気高齢者において、「雪かき」が 37.7%と最も多く、次いで「外出の際の移動手段」、「災害時の手助け」がそれぞれ 34.0%、「急病など緊急時の手助け」が 28.3%などとなっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「雪かき」が 41.4%と最も多く、次いで「急病など緊急時の手助け」が 35.7%、「外出の際の移動手段」が 33.6%などとなっています。

(3) 健康・介護予防について

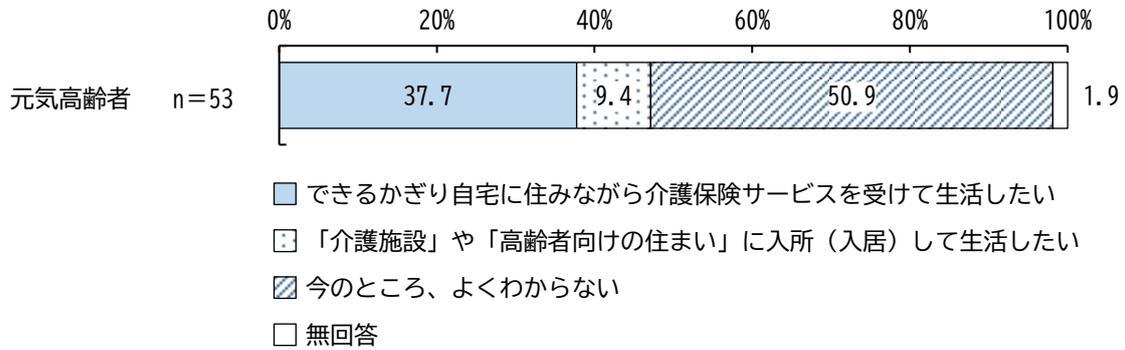
① 普段から健康や介護予防のために気をつけていること（複数回答可能）



元気高齢者において、「口の中を清潔にしている（歯みがき、うがいなど）」が52.8%と最も多く、次いで「休養や睡眠を十分にとっている」が50.9%、「規則的な生活を心がけている（夜更かしをしないなど）」、「かかりつけの医師（主治医）に定期的に診てもらっている」がそれぞれ43.4%などとなっています。

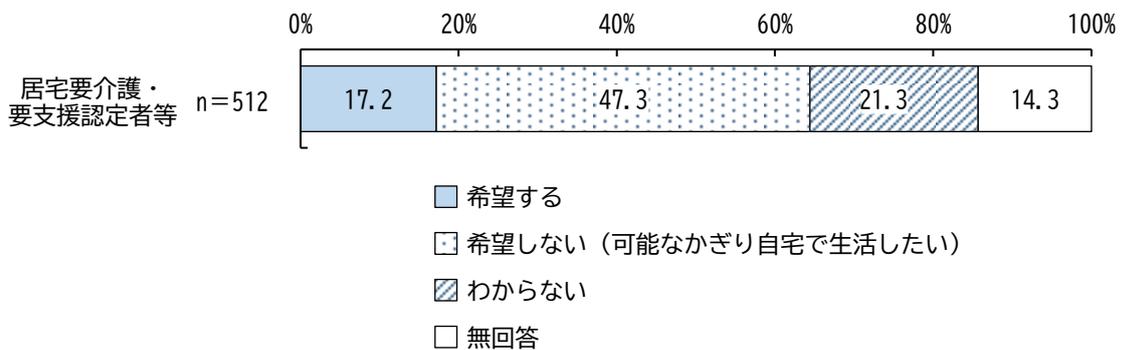
(4) 希望する介護サービスについて

① 介護が必要となった場合、介護を受けたい場所



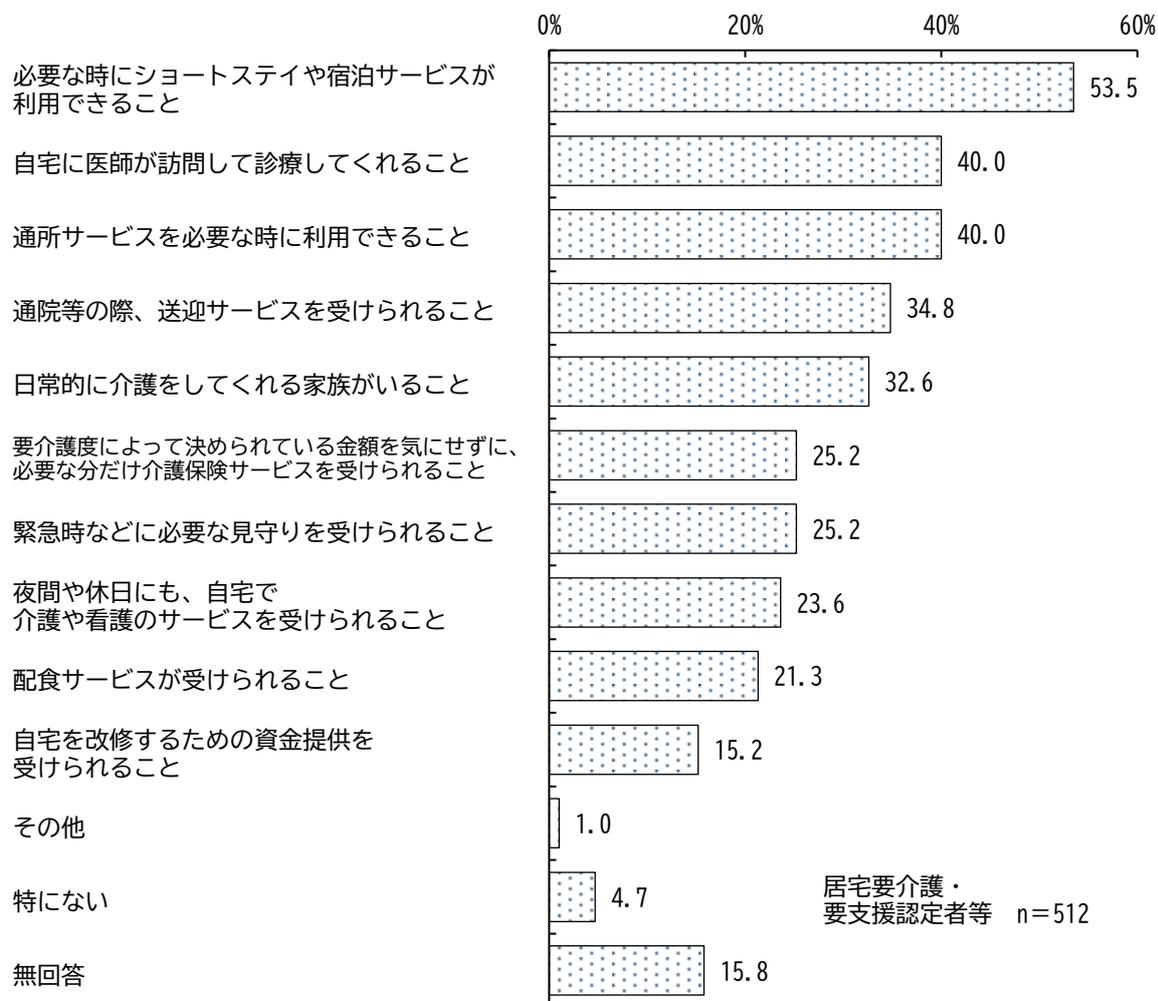
元気高齢者において、「今のところ、よくわからない」が50.9%と最も多く、次いで「できるかぎり自宅に住みながら介護保険サービスを受けて生活したい」が37.7%、「自宅以外の『介護施設』や『高齢者向けの住まい』に入所（入居）して生活したい」が9.4%となっています。

② 施設等への入所（入居）希望の有無



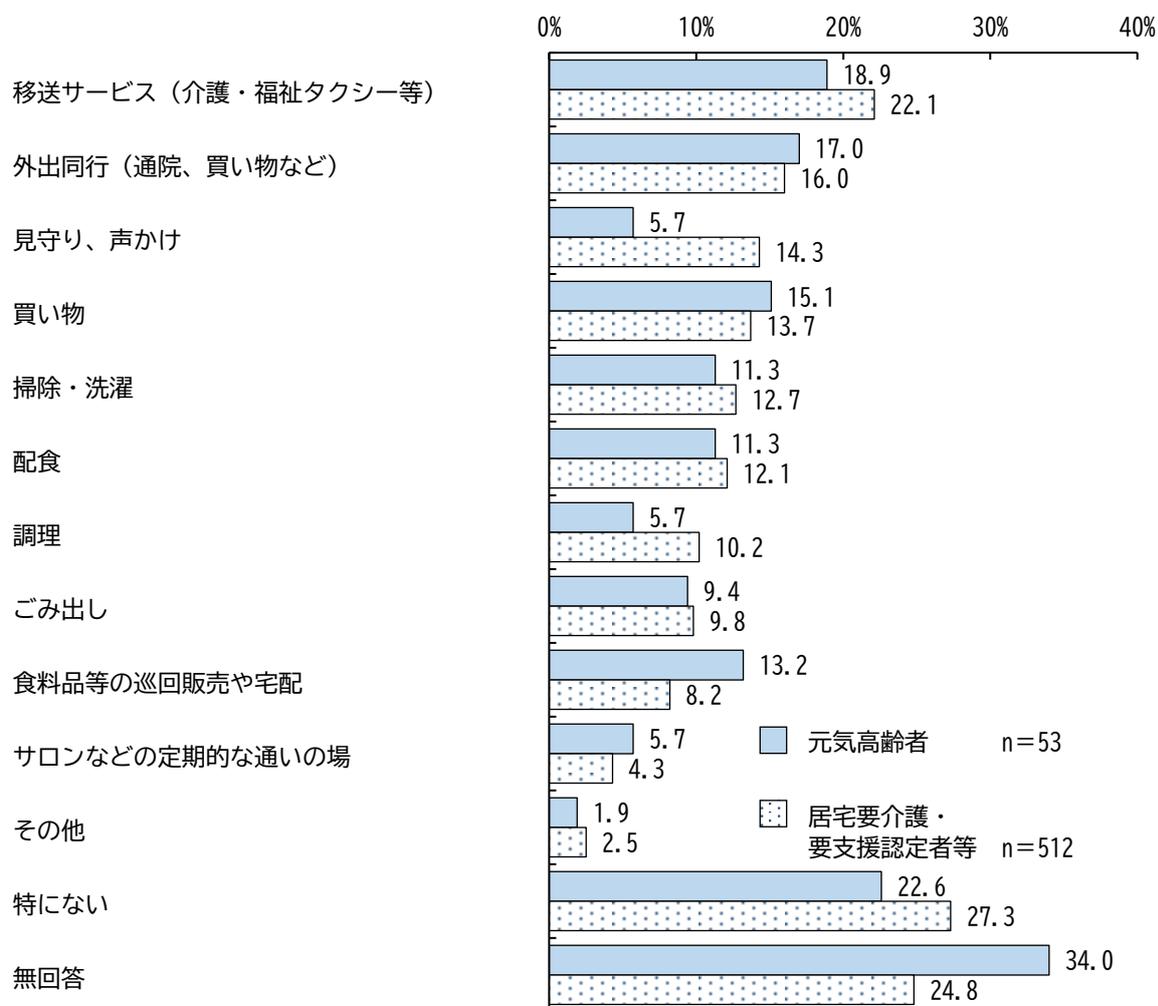
居宅要介護・要支援認定者等において、「希望しない（可能なかぎり自宅で生活したい）」が47.3%と最も多く、次いで「わからない」が21.3%、「希望する」が17.2%となっています。

③ ずっと自宅で暮らし続けるためにあればいいと思う支援（複数回答可能）



居宅要介護・要支援認定者等において、「必要な時にショートステイや宿泊サービスが利用できること」が53.5%と最も多く、次いで「自宅に医師が訪問して診療してくれること」、「デイサービスなどの通所サービスを必要な時に利用できること」がそれぞれ40.0%、「通院等の際、送迎サービスを受けられること」が34.8%などとなっています。

④ 今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答可能）

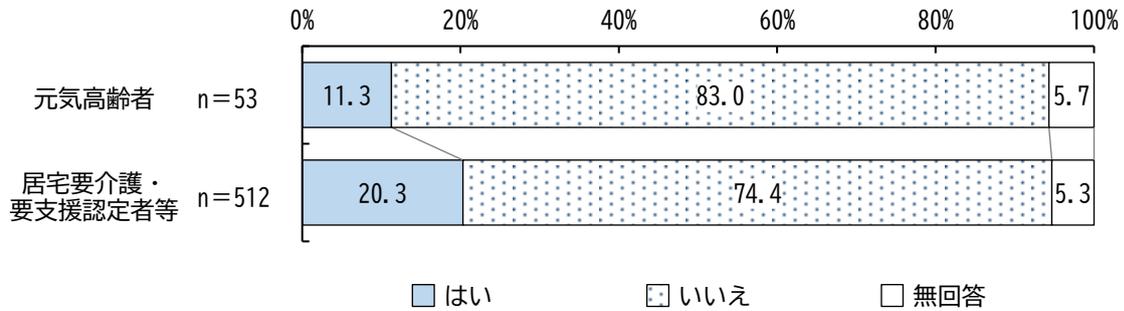


元気高齢者において、「特にない」が22.6%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が18.9%、「外出同行（通院、買い物など）」が17.0%などとなっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「特にない」が27.3%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が22.1%、「外出同行（通院、買い物など）」が16.0%などとなっています。

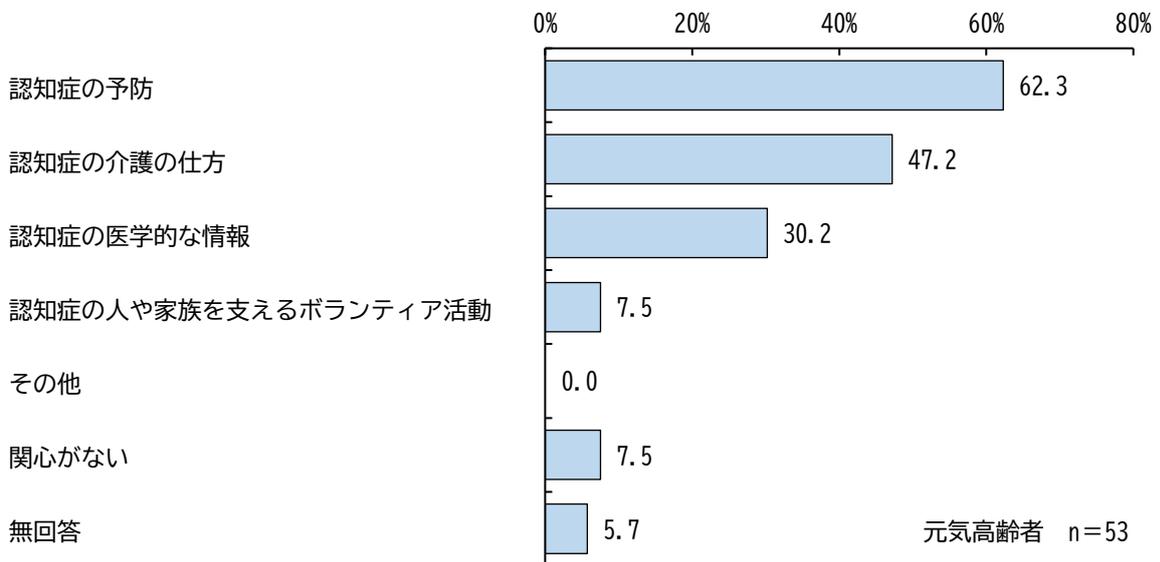
(5) 認知症について

① 認知症に関する相談窓口の認知状況



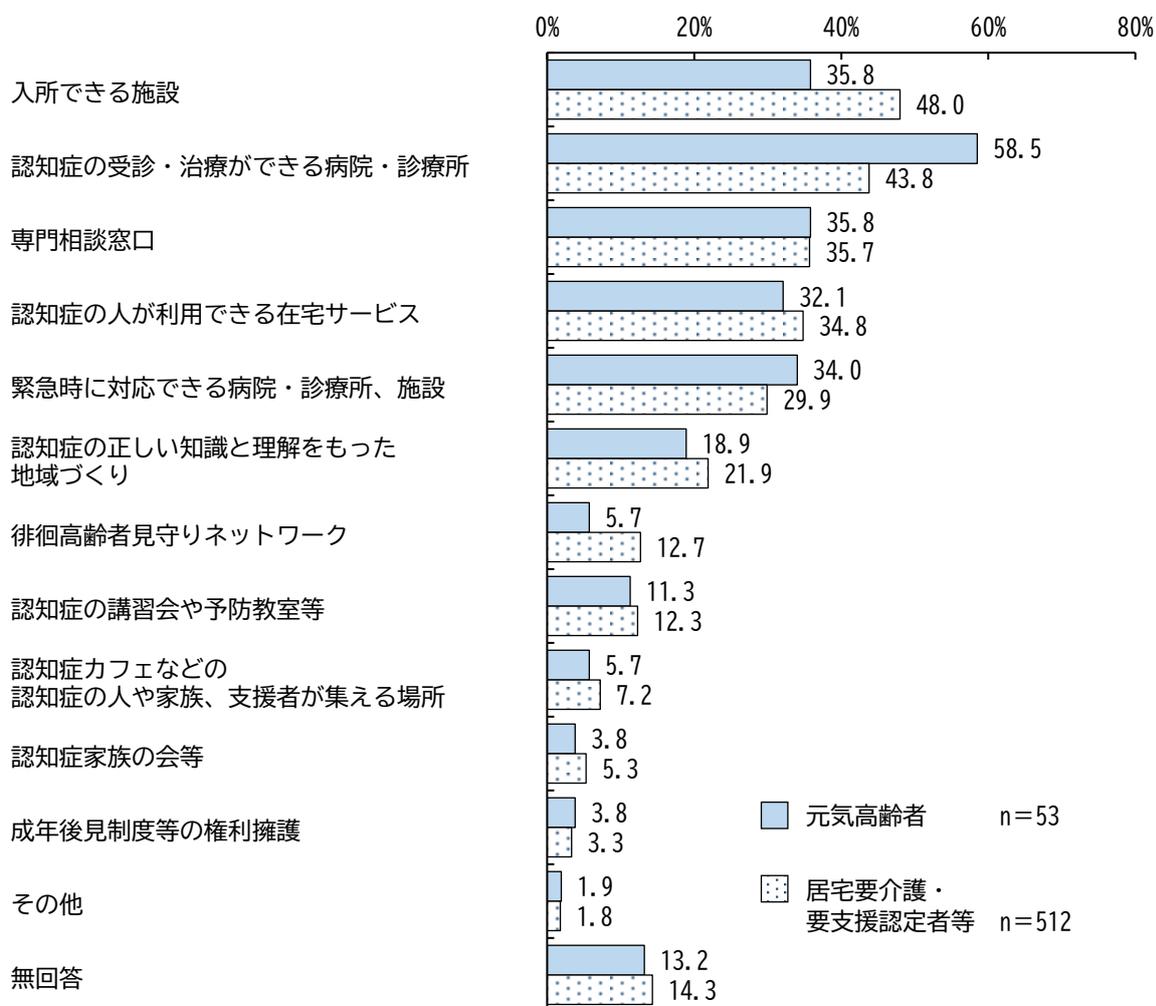
元気高齢者において、「はい」が11.3%、「いいえ」が83.0%となっています。
居宅要介護・要支援認定者等において、「はい」が20.3%、「いいえ」が74.4%となっています。

② 認知症について関心があること（複数回答可能）



元気高齢者において、「認知症の予防」が62.3%と最も多く、次いで「認知症の介護の仕方」が47.2%、「認知症の医学的な情報」が30.2%などとなっています。

③ 認知症になっても安心して暮らすために充実が必要なこと（複数回答可能）

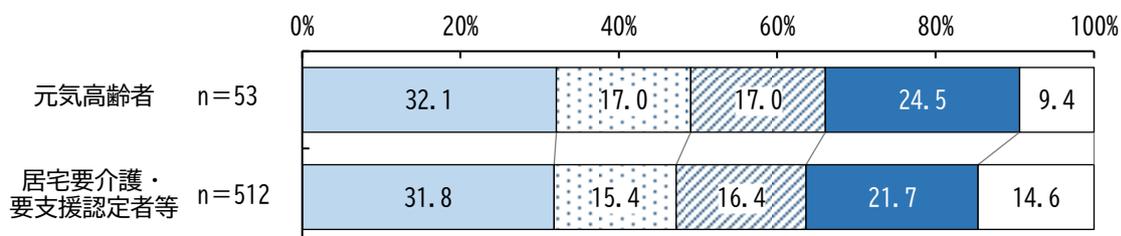


元気高齢者において、「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が58.5%と最も多く、次いで「入所できる施設」、「専門相談窓口」がそれぞれ35.8%、「緊急時に対応できる病院・診療所、施設」が34.0%などとなっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「入所できる施設」が48.0%と最も多く、次いで「認知症の受診・治療ができる病院・診療所」が43.8%、「専門相談窓口」が35.7%などとなっています。

(6) 高齢者施策について

① 今後の介護保険料に対する考え



- 現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない
- 介護保険サービスが削減されても、介護保険料は高くない方がよい
- 公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい
- わからない
- 無回答

元気高齢者において、「現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない」が32.1%と最も多く、次いで「わからない」が24.5%、「介護保険サービスが削減されても、介護保険料は高くない方がよい」、「公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい」がそれぞれ17.0%となっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「現在の介護保険サービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない」が31.8%と最も多く、次いで「わからない」が21.7%、「公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くないようにする方がよい」が16.4%などとなっています。

② 今後、介護や高齢者に必要な施策（複数回答可能） ※上位10項目のみ

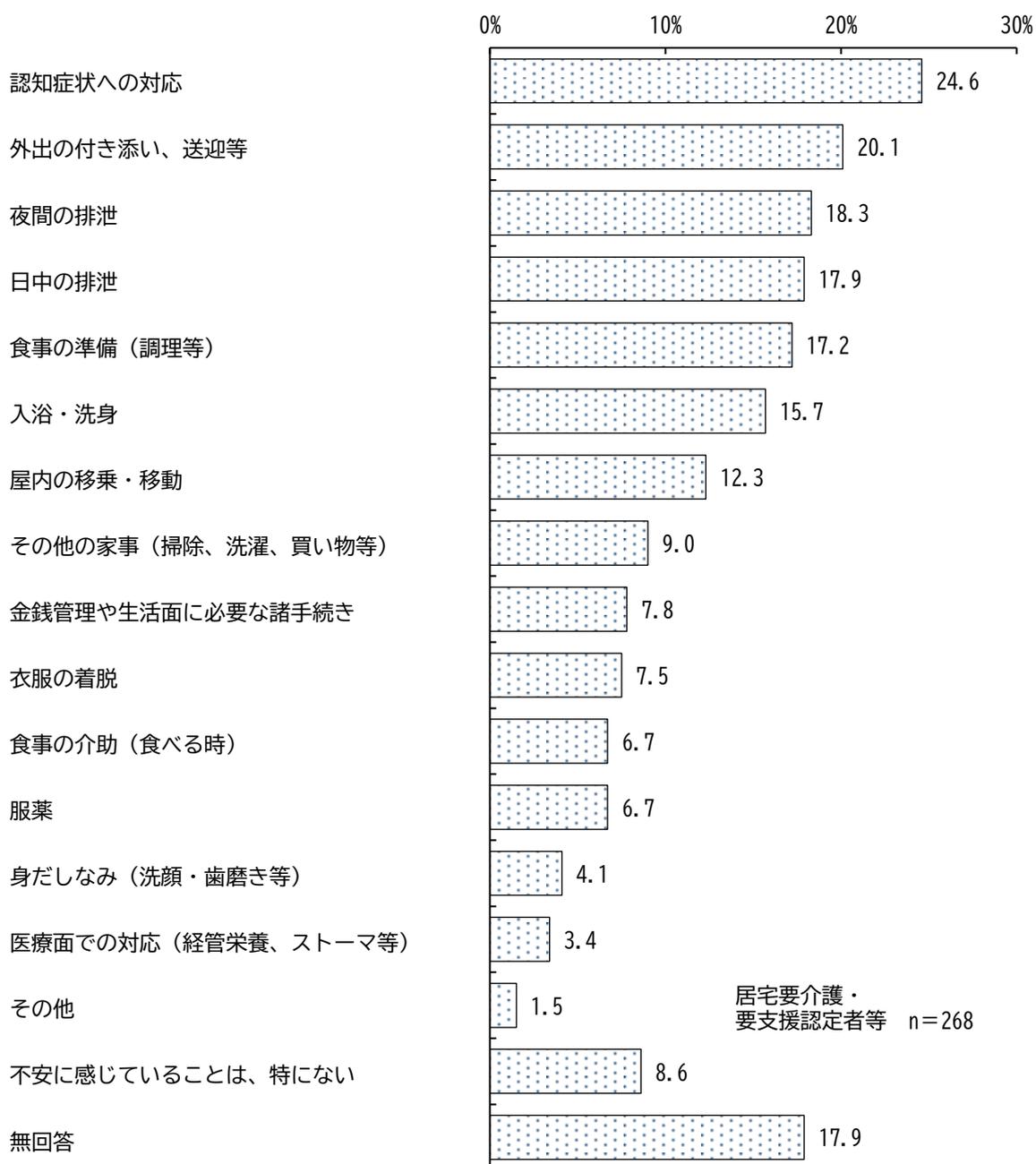
	元気高齢者 n=53	居宅要介護・要支援認定者等 n=512
第1位	小規模で家庭的な雰囲気の中で 常時介護のもと生活できる施設の整備 (35.8%)	通所系在宅サービスの充実 (35.4%)
第2位	訪問系在宅サービスの充実 (32.1%)	訪問系在宅サービスの充実 一時的入所サービスの充実 (それぞれ33.6%)
第3位	大規模で常時介護に対応できる施設の整備 (30.2%)	
第4位	通所系在宅サービスの充実 (28.3%)	小規模で家庭的な雰囲気の中で 常時介護のもと生活できる施設の整備 (27.5%)
第5位	一時的入所サービスの充実 必要に応じた介護を受けながら 生活できる施設や共同住宅の整備 (それぞれ24.5%)	24時間対応の在宅サービスの充実 (25.6%)
第6位		大規模で常時介護に対応できる施設の整備 (24.6%)
第7位		福祉用具貸与・住宅改修の充実 (23.0%)
第8位	福祉用具貸与・住宅改修の充実 認知症の人が利用できるサービスの充実	認知症の人が利用できるサービスの充実 (19.9%)
第9位	外出支援 介護予防事業の充実 (それぞれ17.0%)	外出支援 (16.8%)
第10位		必要に応じた介護を受けながら 生活できる施設や共同住宅の整備 特にない・わからない (それぞれ12.7%)

元気高齢者において、「小規模で家庭的な雰囲気の中で常時介護のもと生活できる施設の整備」が35.8%と最も多く、次いで「訪問系在宅サービスの充実」が32.1%、「大規模で常時介護に対応できる施設の整備」が30.2%などとなっています。

居宅要介護・要支援認定者等において、「通所系在宅サービスの充実」が35.4%と最も多く、次いで「訪問系在宅サービスの充実」、「一時的入所サービスの充実」がそれぞれ33.6%、「小規模で家庭的な雰囲気の中で常時介護のもと生活できる施設の整備」が27.5%などとなっています。

(7) 主な介護・介助者の方について

① 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護・介助者が不安に感じる介護等
(複数回答可能：3つまで)



居宅要介護・要支援認定者等において、「認知症状への対応」が24.6%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が20.1%、「夜間の排泄」が18.3%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち}

～ 地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現 ～

高齢化が進んだことで介護ニーズが上昇傾向にあることが社会問題となっていますが、その一方で第一線を退いてもまだまだ元気な高齢者も増えています。退職したことで自由な時間が増え新たな挑戦を始める方もいますし、配偶者の退職をきっかけに夫婦で旅行に出掛ける方もいます。本町は、このような方々がいつまでも元気に地域を盛り上げてくれる存在であり続けるとともに、支援や介護を必要とする方であっても適切な支援を通して地域で元気な姿を見せてくれることを望んでいます。このような思いから、本計画の基本理念を「いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち}～ 地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現 ～」と設定し、町内における高齢者施策を推進していくこととします。

2 基本目標

【基本目標Ⅰ】健やかで、生きがいを持って暮らせる郷土^{まち}づくり

心身の健康が維持されることは、その人らしく生きるために欠かせないことです。しかし、高齢者は加齢に伴って少しずつ心身の状態が不安定となることから、高齢者自身が健康に興味をもって、良好な状態を維持するために努める必要があります。そこで、本町では、高齢者がいつまでも元気に日々を送ることができるよう、介護予防や生きがい、社会参加に関する事業を通して、高齢者の心身の健康づくりを支援します。

【基本目標Ⅱ】住み慣れた地域で、支えあい安心できる郷土^{まち}づくり

高齢になることで、これまで自力でできていたことができなくなることがあります。少しずつ衰えを受け入れていかなければならない一方で、将来に不安を感じてしまうこともあります。そのような時に、地域で支えあえる体制が整っていれば心強く、安心することができます。そこで、本町では、全ての高齢者が暮らしやすい地域となるよう、地域包括ケアシステムの深化等を通して、地域共生社会の実現に取り組みます。

【基本目標Ⅲ】安心して介護が受けられる郷土^{まち}づくり

介護が必要な状態となっても住み慣れた地域での生活を続けたいと希望する高齢者は、少なくありません。しかし、介護人材の不足等を理由として、将来的に必要とする介護サービスが利用できなくなることが懸念されています。そこで、本町では、誰もが必要な介護サービスをいつでも利用することができるよう、介護サービスの提供体制の充実等を通して、介護サービス基盤の強化に努めます。

3 体系図

いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土
まち
 ～ 地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現 ～

基本目標Ⅰ 健やかで、生きがいを持って暮らせる郷土づくり <small>まち</small>	
(1) 健康づくり・介護予防施策の推進	
①介護予防・日常生活支援総合事業	②一般介護予防事業
(2) 生きがいづくりと社会参加の促進	
①高齢者労働能力活用事業	②高齢者いきいき交流事業
③高齢者祝賀事業	④合同金婚式
⑤シニア大学	⑥消費者被害防止啓発事業

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で、支えあい安心できる郷土づくり <small>まち</small>	
(1) 地域福祉の推進	
①地域包括支援センターの運営	②総合相談事業
③介護予防支援事業	④包括的・継続的ケアマネジメント支援
⑤在宅医療・介護連携推進事業	
(2) 高齢者生活支援サービスの充実	
①生活支援体制整備事業	②緊急通報体制整備事業
③訪問理美容サービス事業	④緊急宿泊支援事業
⑤心配ごと相談事業	⑥住宅除雪支援員派遣事業
⑦福祉乗物補助券給付事業	⑧民間企業との連携
(3) 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進	
①認知症総合支援事業	②権利擁護事業
(4) 安心・安全なまちづくりの推進	
①高齢者にやさしい住宅改良促進事業	②高齢者の居住に係る事業
③避難行動要支援者名簿の整備	④個別避難計画（風水害）の作成

基本目標Ⅲ 安心して介護が受けられる郷土づくり <small>まち</small>	
(1) 介護サービスの提供体制の充実と質の向上	
①相談体制の充実	②関係団体との連携強化
③介護人材の確保	④介護人材の資の向上
(2) 家族介護者への支援	
①家族介護者交流事業（元気回復事業）	②介護用品の支給事業
③介護慰労金の支給	
(3) 介護保険の円滑な運営	
①介護給付適正化事業	

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 健やかで、生きがいを持って暮らせる^{まち}郷土づくり

(1) 健康づくり・介護予防施策の推進

【現 状】

※令和5年度実績は令和5年度末の見込値 ※「-」は事業中止または未実施

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護予防・日常生活支援総合事業	通所介護	延べ利用者数	人	5,271	5,590	5,628
	ゆっくりサロン	延べ利用者数	人	106	-	-
	脳元気教室	延べ利用者数	人	391	316	364
	貯筋体操教室	延べ利用者数	人	362	393	396
	筋活教室	延べ利用者数	人	390	596	554
	お口のリフレッシュ教室	延べ利用者数	人	-	-	45
	栄養講座	延べ利用者数	人	3	3	3
	訪問介護	延べ利用者数	人	787	754	828
	理学療法士による相談事業	実施回数	回	2	3	3
		利用者数	人	4	7	6
	配食サービス	延べ利用者数	人	6,449	7,033	4,704
	介護予防 ケアマネジメント事業	延べ計画作成数	人	792	851	864
うち、予防支援費が支給されないもの		人	731	807	829	
一般介護 予防事業	はつらつ元気クラブ	延べ利用者数	人	228	228	215
	ハッピー体操教室	延べ利用者数	人	226	217	234
	ワンツースリム	延べ利用者数	人	92	111	105
	訪問	延べ利用者数	人	9	2	5
	シニア大学 (介護予防普及啓発)	延べ利用者数	人	40	100	100
	熟年セミナー	延べ利用者数	人	-	36	45
	地域自主トレーニング	延べ利用者数	人	663	839	920
	介護予防把握事業	把握対象者数	人	1,440	1,373	1,400
	住民主体の通いの場	延べ利用者数	人	603	667	700
	地域リハビリテーション 活動支援事業	実施回数	回	-	-	-

【課題】

- ・介護ニーズを抑制するためには、高齢者自身が介護予防に努め、健康寿命を延伸する必要があります。
- ・元気な高齢者は介護を自分のこととして捉えることが難しく、介護予防活動への参加につながらない傾向があります。
- ・介護予防の取組内容やその強度は、高齢者一人ひとりの心身の状態に応じたものである必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大時期は、従来の方法で事業を行うことができない、利用者が感染予防のために参加を控える等、計画どおりに推進できない事業が多くありました。
- ・参加者数は回復傾向にあるものの、未だにコロナ禍前の水準までは戻っていない事業が多くあります。
- ・今後新たな感染症が発生することを念頭に、感染拡大期の事業の継続について事前に対応を検討しておく等、事業の縮小・中止を最小限に留める必要があります。

【主要事業・施策】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者や事業対象者に対して要介護状態になることを予防し、地域で自立した日常生活が送れるよう、生きがいや自己実現のための取り組みを支援します。

I 通所型サービス

要支援者や事業対象者と判定された方に対し生活機能の維持・改善を図るために通所で支援を行います。

■ 通所介護

要支援者や事業対象者と判定された方が事業所で食事や着替え、トイレ等の動作に関する訓練を行い、日常生活を安心して送れるようにします。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	延べ利用者数	人	6,100	6,150	6,200

■ 脳元気教室

外出をあまりしない方や物忘れが心配な方が頭の体操や歌などの活動を行い、脳の活性化や他の参加者などとの交流を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
脳元気教室	延べ利用者数	人	374	379	384

■ 貯筋体操教室

足腰の痛みがある方や転倒不安のある方が水中運動やマシントレーニングを行い、身体状況の改善を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貯筋体操教室	延べ利用者数	人	480	528	576

■ 筋活教室

足腰の痛みがある方や転倒不安のある方がマシントレーニングなどを行い、身体状況の改善を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
筋活教室	延べ利用者数	人	720	792	864

■ お口のリフレッシュ教室

固いものが食べられなくなった方等、飲食時に不便を感じている方が口腔に関する指導を受け、入れ歯のトラブルや口腔機能の改善を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
お口のリフレッシュ教室	延べ利用者数	人	50	55	60

■ 栄養講座

栄養状態が良くない方が栄養や食事に関する指導を受け、栄養状態の改善を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
栄養講座	延べ利用者数	人	3	3	3

II 訪問型サービス

■ 訪問介護

要支援者や事業対象者と判定された方に対し、ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯などの生活援助を行い、日常生活を安心して送れるようにします。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	延べ利用者数	人	760	770	780

■ 住民主体型サービス事業

ボランティア団体等による住民同士の助け合いの機会を創出し、その活動の実施に要する間接経費の補助を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように支援します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体型サービス事業	支援団体数	団体	1	1	1

III 理学療法士による相談事業

日常生活の動きの確認と自宅でのリハビリ指導を行い、要介護状態への移行を予防します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理学療法士による相談事業	実施回数	回	3	3	3
	利用者数	人	6	6	6

IV 配食サービス

普通食は町内業者（月曜日～金曜日）と町外業者（土曜日～日曜日）、特別食（減塩食・カロリー制限食等）は町外業者に委託して実施します。毎週木曜日はボランティアの協力のもと、昼食を提供します。また、配達時に安否確認を行います。食材費は自費負担ですが、1食あたり200円の補助を業者に対し実施しています。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス	延べ利用者数	人	6,990	7,000	7,010

V 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者で、総合事業以外（福祉用具貸与、訪問看護等）のサービスを利用する者のケアプランを作成します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント事業	延べ計画作成数	人	840	850	860
	うち、予防支援費が支給されないもの	人	820	830	840

② 一般介護予防事業

おおむね 65 歳以上の元気高齢者やその支援に関わる者を対象に実施する事業です。住民主体の通いの場の充実、地域リハビリテーションなどを組み合わせて行います。また、認知症の発症予防の観点も踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行い、地域の実情に応じた活動を行います。

I 地域介護予防活動支援事業（通所型事業）

おおむね 65 歳以上の町民を対象に、介護予防に関する知識の普及、啓発と閉じこもりにならないように通所で支援を行います。

■ はつらつ元気クラブ

スポーツや学習、ゲームなどを通して、心身の健康状態の改善を図ります。女性に比べて参加者が少ない男性が参加しやすくなるよう、男性向けの教室として運営します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
はつらつ元気クラブ	延べ利用者数	人	230	235	240

■ ハッピー体操教室

ストレッチを中心とした体操をゆったり行うことで、高齢者にとって無理のない体力づくりにつながります。体力測定を行うことで、改善・悪化の状況をわかりやすく可視化します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハッピー体操教室	延べ利用者数	人	230	235	240

■ ワンツースリム

筋トレを中心とした体操をしっかり行うことで、健康意識の高い高齢者の体力づくりにつながります。体力測定を行うことで、改善・悪化の状況をわかりやすく可視化します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ワンツースリム	延べ利用者数	人	120	130	140

II 地域介護予防活動支援事業（訪問型事業）

通所型に参加できないおおむね 65 歳以上の町民を対象に、介護予防に関する知識の普及、啓発と閉じこもりにならないように看護師が訪問し支援を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問	延べ利用者数	人	7	8	9

Ⅲ 介護予防普及啓発事業

高齢者が介護予防の重要性を認識し、積極的に介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及を図ります。

■ シニア大学（介護予防普及啓発）

生涯現役で生き生きとして生きがいのある生活が営めるよう、シニア大学内で介護予防情報を提供します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニア大学（介護予防普及啓発）	延べ利用者数	人	100	100	100

■ 熟年セミナー

60歳からの生き方を考える方向けの講座などを開催し、高齢期における健康や暮らしなどについての情報を提供します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
熟年セミナー	延べ利用者数	人	45	45	45

■ 地域自主トレーニング

高齢者が地域であらゆる活動にチャレンジできるよう、運動系や文科系の講座を開催します。講座は体操、ノルディックウォーキング、水中運動、写経、料理、朗読、コカリナなどの全10種類があり、3講座まで受講ができます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域自主トレーニング	延べ利用者数	人	920	925	930

Ⅳ 介護予防把握事業

アンケート調査等を活用して、運動機能や認知機能の低下や、閉じこもり傾向などがみられる方を介護予防活動につなげるため、高齢者一人ひとりの状況を把握します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防把握事業	把握対象者数	人	1,400	1,400	1,450

Ⅴ 住民主体の通いの場

高齢者の閉じこもり予防のため、地域における住民参加型のサロンや多世代間交流等の運営の支援を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体の通いの場	延べ利用者数	人	700	700	700

VI 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防がより効果的な取組となるよう、リハビリテーション専門職などが通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議等へ積極的に関与することができるように支援します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション活動支援事業	実施回数	回	1	1	1
	延べ利用者数	人	10	10	10

VII 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画の目標値達成状況の検証と一般介護予防事業の事業評価を行います。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

【現 状】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者労働能力活用事業	会員数	人	197	189	163
高齢者いきいき交流事業	給付利用者数	人	70	128	104
高齢者祝賀事業	慰問数	人	6	10	11
合同金婚式	参加組数	組	19	19	20
シニア大学	参加者数	人	64	66	87
屋内ゲートボール場運営事業	利用団体数	件	111	126	87

【課 題】

- ・高齢者は定年退職や病気、足腰の痛み等を理由に、自宅に閉じこもりがちになる傾向があります。
- ・身体機能等の低下を理由に、参加することで周囲に迷惑をかけるかもしれないと、活動への参加をためらう高齢者もいます。
- ・高齢者が培ってきた能力や技術を、その能力等を活用できる場・機会にマッチングすることが難しく、有効活用が難しい場合があります。
- ・判断能力が低下した高齢者等が悪徳業者と不当な契約を結んでしまい、経済的に大きな損失を受けてしまうことがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大時期は、従来の方法で事業を行うことができない、利用者数が感染予防のために参加を控える等、計画どおりに推進できない事業が多くありました。
- ・参加者数は回復傾向にあるものの、未だにコロナ禍前の水準までは戻っていない事業があります。
- ・今後新たな感染症が発生することを念頭に、感染拡大期の事業の継続について事前に対応を検討しておく等、事業の縮小・中止を最小限に留める必要があります。

【主要事業・施策】

① 高齢者労働能力活用事業

高齢者の能力の活用や活力ある地域社会づくりのため、シルバー人材センターの活動を活発化し高齢者の雇用を促進するため、その運営に対し補助します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者労働能力活用事業	会員数	人	180	190	200

② 高齢者いきいき交流事業

高齢者の交流を深め、社会参加の促進、健康増進を図るため、65歳以上で申請された方に、1年に1回1,000円の町内温泉施設利用券を給付します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者いきいき交流事業	給付利用者数	人	200	200	200

③ 高齢者祝賀事業

100歳を迎えられた方へ長寿を表彰しお祝いします。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者祝賀事業	慰問数	人	10	10	10

④ 合同金婚式

結婚50周年を迎えられた御夫婦の合同金婚式を実施します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合同金婚式	参加組数	組	10	10	10

⑤ シニア大学

生涯現役で生き生きとして生きがいのある生活が営めるよう、シニア大学を開きます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニア大学	参加者数	人	70	75	80

⑥ 消費者被害防止啓発事業

高齢者の消費者被害防止強化のため、地域で開催される高齢者交流会に出向き、消費者トラブル事例や特殊詐欺被害の情報を提供します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
消費者被害防止啓発事業	実施回数	回	2	2	2

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で、支えあい安心できる郷土づくり^{まち}

(1) 地域福祉の推進

【現 状】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合相談事業		延べ相談者数	人	1,419	1,354	1,204
		延べ実態把握者数	人	1,304	1,259	1,284
介護予防支援事業		延べ計画作成数	件	730	769	829
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域ケア推進会議	開催回数	回	5	5	5
		事例検討数	件	5	5	5
	ケアマネジメント学習会	開催回数	回	5	5	6
		延べ参加者数	人	146	76	90
在宅医療・介護連携推進事業	北信州心臓病地域連携包括ケア推進協議会	開催回数	回	2	2	2
	入退院時ケアマネジメント推進事業	開催回数	回	1	1	1
	終活セミナー	開催回数	回	0	2	2

【課 題】

- ・地域包括支援センターが担う機能が多様化し、業務負担が増大しています。
- ・地域包括支援センターでは高齢者に関する多岐にわたる相談を受け付けていますが、高齢者やその家族への周知が進んでいない懸念があります。
- ・在宅医療と在宅介護の両方を必要とする高齢者が増加傾向にあります。
- ・ケアマネジメント学習会への参加者が減少傾向にあります。

【主要事業・施策】

① 地域包括支援センターの運営

町直営による運営を継続し、総合事業、包括的支援事業及び任意事業、社会保障充実分の内容を検討しながら継続して実施します。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を念頭に地域包括ケアシステムを深化させていきます。

② 総合相談事業

地域の要援護高齢者の心身の状態や、その家族の状況を把握するとともに、様々な相談に応じ地域での生活支援を継続して行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談事業	延べ相談者数	人	1,300	1,300	1,350
	延べ実態把握者数	人	1,200	1,200	1,250

③ 介護予防支援事業

要支援認定者で、総合事業以外（福祉用具貸与、訪問看護等）のサービスを利用する者のケアプランを作成します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援事業	延べ計画作成数	件	850	855	860

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の関係機関との連携を通じて処遇困難事例に対し、後方支援に努めます。介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する日常的個別指導、相談業務などを行い、資質の向上に努めます。

■ 地域ケア推進会議

困難事例の支援方法について関係機関と協議します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア推進会議	開催回数	回	5	5	5
	事例検討数	件	5	5	5

■ ケアマネジメント学習会

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を目的に学習会を開催します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネジメント学習会	開催回数	回	6	6	6
	延べ参加者数	人	90	90	90

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

■ 北信州心臓病地域連携包括ケア推進協議会

減塩の普及と心不全の再発を予防するための啓発活動を北信圏域全体で行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
北信州心臓病地域連携包括ケア推進協議会	開催回数	回	2	2	2

■ 入退院時ケアマネジメント推進事業

入退院時における医療機関と居宅介護支援事業所の情報共有を円滑に行うための仕組みを二次医療圏ごとに策定します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入退院時ケアマネジメント推進事業	開催回数	回	1	1	1

■ 終活セミナー

高齢者が自分の最後を考えると、そこにつながる今の生活を見直してもらうための終活セミナーを実施します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
終活セミナー	開催回数	回	2	2	2

(2) 高齢者生活支援サービスの充実

【現 状】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報体制整備事業	延べ設置者数	人	28	24	23
訪問理美容サービス事業	利用者数	人	6	13	3
緊急宿泊支援事業	利用者数	人	2	2	2
	利用日数	日	5	3	2
心配ごと相談事業	延べ相談件数	件	22	16	15
住宅除雪支援員派遣事業	派遣登録世帯数	世帯	128	111	100
福祉乗物補助券給付事業	利用者数	人	350	343	350

【課 題】

- ・高齢者の中には、介護サービスを利用する段階ではなくても、日常生活に不便を感じている方も多く、様々な支援ニーズがあります。
- ・高齢者にとって外出は社会参加の貴重な機会ですが、高齢者は足腰の痛みや交通費の負担等の理由に自宅に閉じこもりがちになる傾向にあります。
- ・ほぼ全ての事業で概ねコロナ禍前と同じくらいか、減少していますが、心配ごと相談事業の延べ相談件数は令和3年度に大きく増加しています。

【主要事業・施策】

① 生活支援体制整備事業

多様な日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図るよう、地域組織や民間団体、ボランティア組織等と連携を図ります。

② 緊急通報体制整備事業

独居で心肺機能の既往のある方に装置を貸与し、緊急時に通報してもらうことで適切な対応を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報体制整備事業	延べ設置者数	人	20	21	22

③ 訪問理美容サービス事業

寝たきり等で理美容院に出向くことが困難な町民税非課税世帯に属する高齢者に2か月当たり1,000円の訪問理美容券を給付します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問理美容サービス事業	利用者数	人	13	13	14

④ 緊急宿泊支援事業

介護者の急病等の緊急時において、家庭で介護を受けることができない者が、通所施設において、緊急宿泊した場合に費用の一部（1回あたり上限4,000円）を補助します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急宿泊支援事業	利用者数	人	2	2	2
	利用日数	日	2	2	3

⑤ 心配ごと相談事業

町民の日常生活上の相談に応じ、福祉の増進を図るため、心配ごと相談事業を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
心配ごと相談事業	延べ相談件数	件	12	13	14

⑥ 住宅除雪支援員派遣事業

一人暮らし高齢者世帯などで、住民税非課税または均等割のみの世帯で、積雪により住居倒壊の恐れがあるにもかかわらず雪下ろしができないお宅に対し、雪下ろしのための雪害救助員を派遣します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅除雪支援員派遣事業	派遣登録世帯数	世帯	130	140	150

⑦ 福祉乗物補助券給付事業

在宅の重度障がい者や低所得の高齢者の経済的負担軽減と外出を支援するために、タクシー・バス・電車の運賃の一部を助成し福祉の増進を図ります。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉乗物補助券給付事業	利用者数	人	350	360	370

⑧ 民間企業との連携

高齢者の見守り活動に関する協定を締結することで、高齢者の異変等を早期に発見し必要な支援につなげ、高齢者が安心して暮らすことができるように支援を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民間企業との連携	連携団体数	団体	1	1	1

(3) 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

【現 状】

			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症 総合支援 事業	認知症個別相談	延べ相談者数	人	10	7	9
	生きがいカフェ	延べ参加者数	人	848	981	1,008
	徘徊高齢者家族支援 サービス助成事業	延べ利用者数	人	0	0	0
	見守りSOS ネットワーク	延べ通報数	人	0	0	0
		延べ利用登録者数	人	5	7	3
		延べ支援登録者数	人	162	192	195
	認知症初期集中支援 推進事業	検討委員会 開催回数	回	1	1	1
		訪問者数	人	56	80	65
		うち、 チーム訪問者数	人	8	11	10
		チーム数	チーム	1	1	1
	認知症地域支援推進員	推進員数	人	1	1	1
	認知症サポーター 養成講座	開催回数	回	-	1	1
		延べ参加者数	人	-	25	23
権利擁護 事業	高齢者虐待相談	延べ利用者数	人	18	26	33
	権利擁護（成年後見制度） に関する相談	相談者数	人	0	1	3

【課 題】

- ・高齢者が増加したことで認知症高齢者も増加傾向にあり、認知症施策の必要性が高まっています。
- ・認知症は早期発見・早期治療で進行を緩やかにすることができますが、なかなか早い段階で支援に結び付きません。
- ・ひとり歩きをしてしまう認知症高齢者の家族は、24時間常に見守らなければならず、介護負担が大きくなる傾向があります。
- ・認知機能等の低下により虐待を受けていてもその被害を訴えられない高齢者もおり、外部者による状況把握の必要があります。
- ・見守りSOSネットワークの延べ支援登録者数は増加傾向にあります。
- ・認知症高齢者が生活しやすくなるよう、認知症サポーターを増加させていく必要があります。

【主要事業・施策】

① 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、施策を推進します。

I 認知症個別相談

家族や支援者に認知症の正しい知識と対処法を身につけてもらうことを目的に、個別相談を受け付けます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症個別相談	延べ相談者数	人	8	9	10

II 生きがいカフェ

閉じこもりや認知症予防の目的に、交流会や作品づくり、体操等を実施します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生きがいカフェ	延べ参加者数	人	980	990	1,000

III 徘徊高齢者家族支援サービス助成事業

認知症高齢者が徘徊で行方不明となった場合、早期発見できるGPSシステムの装置の利用の初期費用を補助（補助上限7,000円）します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
徘徊高齢者家族支援サービス助成事業	延べ利用者数	人	1	1	1

IV 見守りSOSネットワーク

徘徊の恐れがある高齢者を事前登録しておき、行方不明になった時に目撃情報を事前登録した支援者から寄せてもらうシステムを活用します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守りSOSネットワーク	延べ通報数	人	1	1	1
	延べ利用登録者数	人	7	8	9
	延べ支援登録者数	人	200	205	210

V 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期治療につながる支援を行います。また、令和6年度に認知症ケアパスを作成し、総合的な認知症相談資料として活用します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援 推進事業	検討委員会 開催回数	回	1	1	1
	訪問者数	人	70	75	80
	うち、 チーム訪問者数	人	10	11	12
	チーム数	チーム	1	1	1

VI 認知症地域支援推進員

認知症に対する正しい知識を普及したり、認知症初期集中支援チームや医療機関などとスムーズな連携をするため、認知症地域支援推進員を配置します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員	推進員数	人	1	1	1

VII 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成し、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組みます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	回	1	1	1
	延べ参加者数	人	25	27	30

② 権利擁護事業

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他権利擁護の事業を行い、安心できる生活を支援します。

			単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利 擁護 事業	高齢者虐待相談	延べ利用者数	人	40	40	40
	権利擁護（成年後見制度） に関する相談	相談者数	人	2	2	2

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

【現 状】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高齢者にやさしい住宅改良促進事業		件数	件	2	1	2
高齢者の 居住に係る 事業	有料老人ホーム	利用者数	人	21	22	16
	サービス付き 高齢者向け住宅	利用者数	人	93	89	89
	養護老人ホーム	利用者数	人	2	4	3
避難行動要支援者名簿の整備		延べ登録者数	人	312	312	342
個別避難計画の作成		延べ作成者数	人	-	1	57

【課 題】

- ・住み慣れた自宅であっても、身体機能が低下することで高齢者にとって危険な住まいとなります。
- ・災害発生時に自力で避難できない高齢者の中には、ひとり暮らし等で家族からの支援が受けられない方もいます。
- ・住み慣れた地域で安心かつ安全に暮らしていくために、支援をしていく必要があります。

【主要事業・施策】

① 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

低所得の要介護認定者が在宅で自立した生活を送ることが出来るよう、住宅改修費を介護保険の住宅改修補助に併せて一部助成します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	件数	件	2	2	2

② 高齢者の居住に係る事業

独居や高齢者世帯が増加する中で、本人の状況や生活ニーズに合った以下の施設を利用できるように支援します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
高齢者の 居住に係る 事業	有料老人ホーム	利用者数	人	25	25	25
	サービス付き 高齢者向け住宅	利用者数	人	90	90	90
	養護老人ホーム	利用者数	人	3	3	3

③ 避難行動要支援者名簿の整備

災害発生時の避難支援を円滑に行うことができるよう、町独自の基準により自力での避難が困難な方を事前に把握し、名簿に情報を集約します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿の整備	延べ登録者数	人	345	345	345

④ 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に記載がある方のうち、支援の必要性が高い方を優先として個別避難計画を作成します。この計画は具体的な避難手段についてまとめたものであり、災害発生時に避難支援関係者による避難支援を補助するためのものです。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別避難計画の作成	延べ作成者数	人	60	60	60

基本目標Ⅲ 安心して介護が受けられる^{まち}郷土づくり

(1) 介護サービスの提供体制の充実と質の向上

【現 状】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係団体との連携強化	延べ会議数	回	14	14	14
介護人材の確保	延べ啓発数	回	2	2	2
介護人材の質の向上	延べ研修数	回	6	6	6

【課 題】

- ・多くの方が介護を必要とする状態になってから情報収集を始めることから、介護サービスにつながるまでに時間がかかり、重度化してしまうことがあります。
- ・介護サービスの利用には要介護認定調査やケアプラン等の前提となる手続きが必要で煩雑であることから、介護サービス利用者への理解しやすい説明が求められています。
- ・高齢化に伴って介護サービスのニーズは高まっているものの、少子化に伴って若い世代が減少しており、慢性的に介護人材が不足しています。
- ・介護の仕事は体力的・精神的にも過酷であることから、短期間で離職する方もいます。
- ・介護サービスの提供の充実と質の向上のため、相談体制の充実、介護人材に係る啓発等を進めていく必要があります。

【主要事業・施策】

① 相談体制の充実

地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）等は、高齢者が日常生活に関する不安や介護について相談できる先であることを広く周知するとともに、相談対応の質の向上を図ります。

② 関係団体との連携強化

介護サービス事業者や医療機関、民間団体等と連携して、介護サービスを必要としている高齢者を把握し、必要な支援・介護につなげます。また、分野を横断する支援を必要としている場合にも、スムーズに支援につなげられるよう、日頃から良好な連携体制を整えます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係団体との連携強化	延べ会議数	回	14	14	14

③ 介護人材の確保

慢性的な人材不足の解消に向け、介護人材の確保に向けた支援や介護という仕事についての啓発を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護人材の確保	延べ啓発数	回	2	2	2

④ 介護人材の資の向上

高齢者の複雑化するニーズに対応できる体制を整えるとともに、介護人材の質の向上を図り、限られた人材でもサービスの質を維持できるように努めます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護人材の質の向上	延べ研修数	回	6	6	6

(2) 家族介護者への支援

【現 状】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者交流事業（元気回復事業）	参加者数	人	6	7	5
介護用品の支給事業	延べ利用者数	人	215	236	201
	利用者数	人	30	30	29
介護慰労金の支給	延べ支給件数	件	174	170	159

【課 題】

- ・家族介護者には介護の負担が心身ともに重くのしかかるため、家族介護者に対する支援の必要があります。
- ・おむつ等の介護用品にかかる費用は、原則として本人または家族が全額負担するため、経済的な負担になっている場合があります。
- ・寝たきりや認知症の高齢者を自宅で介護している家族は、心身の負担が重くなりやすい傾向にあります。
- ・家族介護者交流事業（元気回復事業）への参加者がコロナ禍前の半分程度となっています。

【主要事業・施策】

① 家族介護者交流事業（元気回復事業）

介護者同志の交流を通して心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。社会福祉協議会に事業委託し実施します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護者交流事業（元気回復事業）	参加者数	人	10	11	12

② 介護用品の支給事業

常時紙おむつが必要な町民税非課税世帯に属する高齢者に対して、月 3,000 円を上限とし紙おむつ券を給付します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護用品の支給事業	延べ利用者数	人	210	210	210
	利用者数	人	30	30	30

③ 介護慰労金の支給

寝たきりや認知症の高齢者を自宅で3か月以上介護している家族を労うため、介護慰労金を支給します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護慰労金の支給	延べ支給件数	件	159	159	159

(3) 介護保険の円滑な運営

【現 状】

			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付 適正化事業	要介護認定の適正化	延べ点検数	件	690	768	722
	ケアプランの点検	延べ点検数	件	21	20	41
	住宅改修等の点検	延べ点検数	件	102	99	91
	縦覧点検・医療情報との 突合	延べ点検数	件	2,151	2,704	2,347
	介護給付費通知	延べ通知数	件	1,697	1,705	1,113

【課 題】

- ・介護給付費等を含む、社会保障費は右肩上がりが続いています。
- ・比較的安価で介護サービスを利用できることから、不適切なサービスや過剰なサービスを利用している方も存在します。
- ・介護人材の不足と相まって、過剰な介護サービスを続けることで必要な介護サービスを利用できなくなる方が出てくる可能性があります。
- ・過不足のない介護サービスの受給・提供のため、適正な介護給付に努めていく必要があります。

【主要事業・施策】

① 介護給付適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用対効果を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、第6期「介護給付適正化計画」に係る指針に基づき、令和6年度より介護給付適正化事業については、「ケアプランの点検」と「住宅改修等の点検」を一つの事業とし、介護給付費通知に関しては任意事業とする介護給付適正化事業を行います。

■ 要介護認定の適正化

適切かつ公平な要介護認定に資するよう、原則、町職員が認定調査を行うとともに、すべての調査結果の内容を職員が点検します。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	延べ点検数	件	800	850	900

■ ケアプランの点検

居宅介護支援事業所にケアプラン（住宅改修等の点検を含む）の提出を求め、利用者の自立支援に資するよう適切に作成されているかなどを点検し、介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導や助言を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検	延べ点検数	件	120	125	130

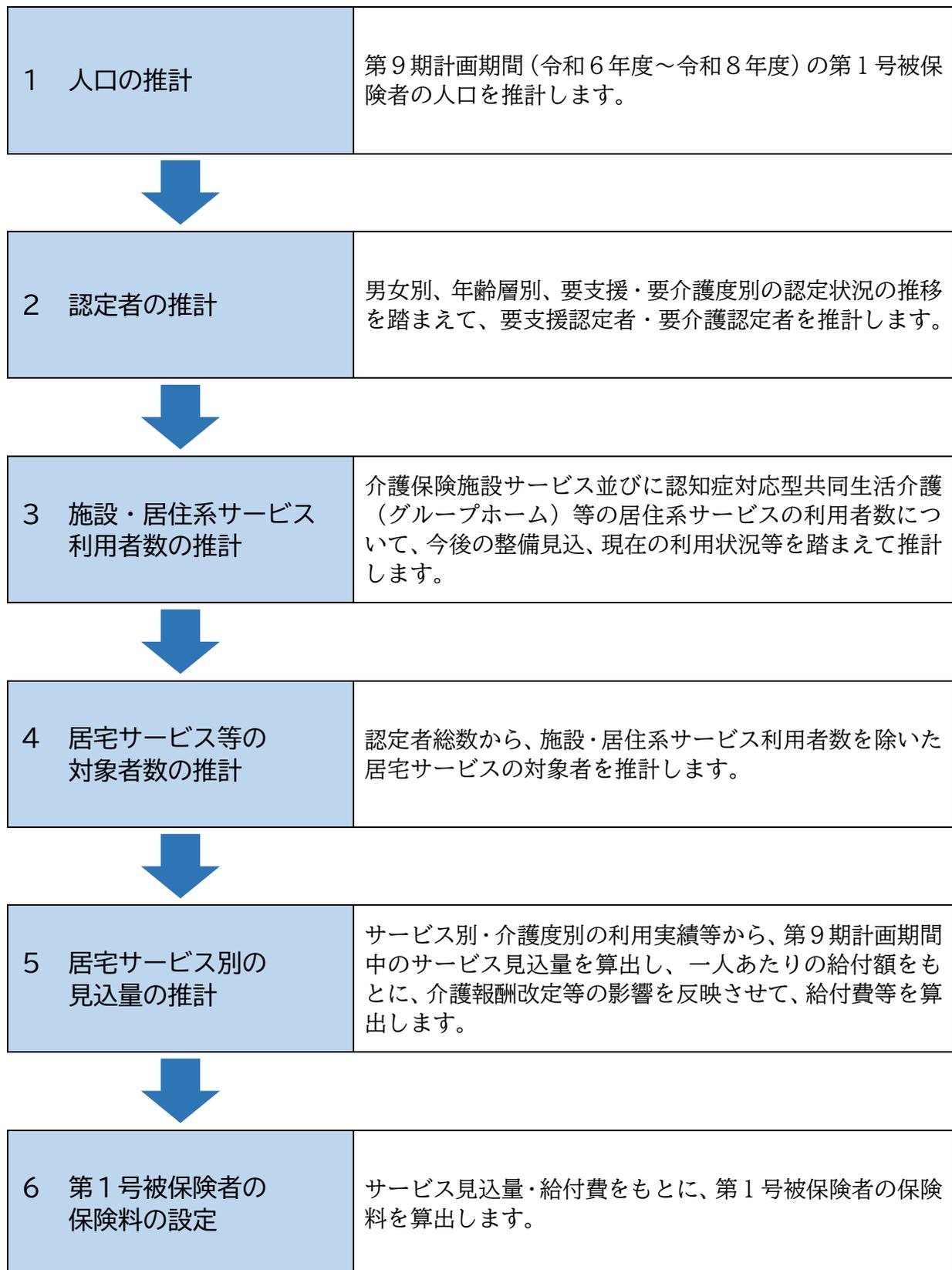
■ 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用し、サービス事業者からの介護給付費の請求内容の点検を行います。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との突合	延べ点検数	件	2,800	2,900	3,000

第5章 介護サービスにかかる費用の見込み

1 保険料算定の手順



2 将来推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

総人口及び高齢者人口の推計においては、町の最上位計画である「第6次山ノ内町総合計画」に準じ、令和3（2021）年3月に策定した「第2期山ノ内町人口ビジョン」を町が目指すべき将来像として人口推計に係る基礎数値とします。

「第2期山ノ内町人口ビジョン」を基礎数値とし、第9期の計画期間（令和6年度～令和8年度）及び全国的に団塊ジュニア世代が65歳となって現役世代の人口が大幅な減少に向かう令和22年度、75歳以上人口が増加し続ける令和32年度までの将来人口を推計すると、下表のとおりになります。

本町の総人口は減少傾向が続き、令和32年度では8,111人と、令和5年度時点よりも3,300人近く減少することが見込まれます。

年齢階層別の推計値をみると、前期高齢者の65歳～74歳、第2号被保険者の40歳～64歳人口、40歳未満人口は減少傾向が続く中、75歳以上の後期高齢者のみ令和7年度までは増加傾向となっています。

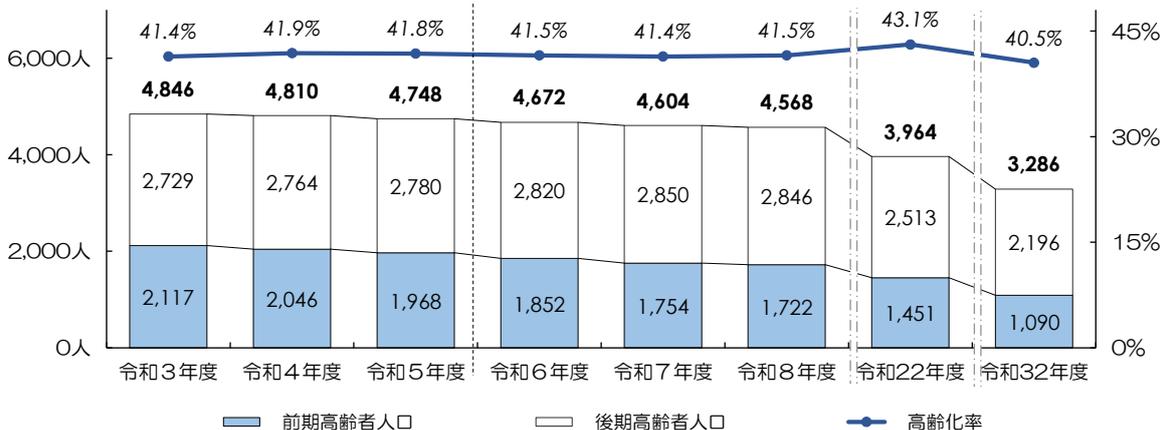
第9期計画期間の最終年度である令和8年度では、総人口が10,996人、うち65歳以上の高齢者は4,568人（後期高齢者は2,846人）、高齢化率は41.5%になると見込まれます。

《総人口及び高齢者人口の推計》

単位：人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
総人口(A)	11,711	11,489	11,359	11,247	11,126	10,996	9,200	8,111
高齢化率(B)/(A)	41.4%	41.9%	41.8%	41.5%	41.4%	41.5%	43.1%	40.5%
高齢者人口(B)	4,846	4,810	4,748	4,672	4,604	4,568	3,964	3,286
後期高齢者 (75歳以上)	2,729	2,764	2,780	2,820	2,850	2,846	2,513	2,196
前期高齢者 (65～74歳)	2,117	2,046	1,968	1,852	1,754	1,722	1,451	1,090
40～64歳人口	3,737	3,646	3,617	3,570	3,531	3,479	2,680	2,249
40歳未満人口	3,128	3,033	2,994	3,005	2,991	2,949	2,556	2,576

* 令和3年度～令和5年度は、10月1日現在の住民基本台帳
令和6年度以降は、「第2期山ノ内町人口ビジョン」で採用した推計値を使用



(2) 要支援認定者及び要介護認定者の推計

令和3年度から令和4年度における性別・年齢階層別・要介護度別の認定率の伸びを用いて、令和32年度までの要支援認定者及び要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第9期計画期間の要支援認定者・要介護認定者数は横ばい傾向ですが、高齢者人口が減少しているため、認定率は増加傾向となり、計画期間の最終年度の令和8年度では、要支援認定者は143人、要介護認定者は800人、認定率は20.6%まで増加すると見込んでいます。

また、令和22年度以降は、高齢者人口自体の減少が続くので、令和32年度の要支援認定者・要介護認定者は763人まで減少するものの、後期高齢者の割合が高い推移で続くため、認定率自体は23.2%まで増加していくことが見込まれます。

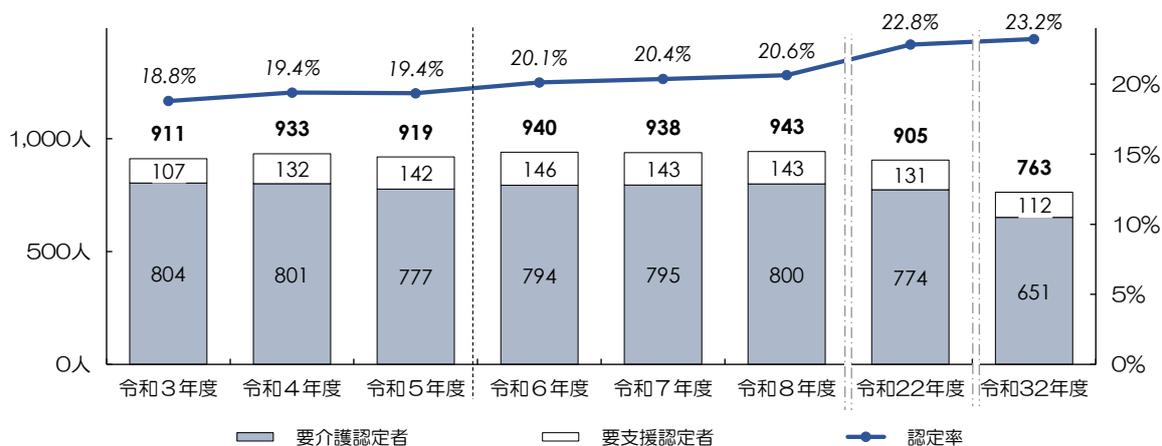
《要支援認定者及び要介護認定者の推計》

単位：人

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
要介護(要支援)認定者数(B) ※第2号被保険者含む	911	933	919	940	938	943	905	763
要支援1	44	53	63	66	64	65	59	51
要支援2	63	79	79	80	79	78	72	61
要介護1	186	194	178	185	183	184	174	148
要介護2	206	173	185	176	176	177	167	141
要介護3	168	176	137	146	147	148	142	120
要介護4	141	165	175	188	189	191	193	160
要介護5	103	93	102	99	100	100	98	82
高齢者人口(A)	4,846	4,810	4,748	4,672	4,604	4,568	3,964	3,286
認定率 (B)/(A)	18.8%	19.4%	19.4%	20.1%	20.4%	20.6%	22.8%	23.2%

※令和3年度～令和5年度は、10月1日現在の認定者数

令和6年度以降の数値は、令和3年度⇒令和4年度の自然体推計より算出した推計値(地域包括ケア「見える化」システムより)



(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

長野県が指定・管理する介護施設に関しては、令和5年度時点で、介護療養型医療施設に7人が入所していますが、令和6（2024）年3月で完全廃止となるため、この7人については介護医療院及び介護老人福祉施設に移行することになります。

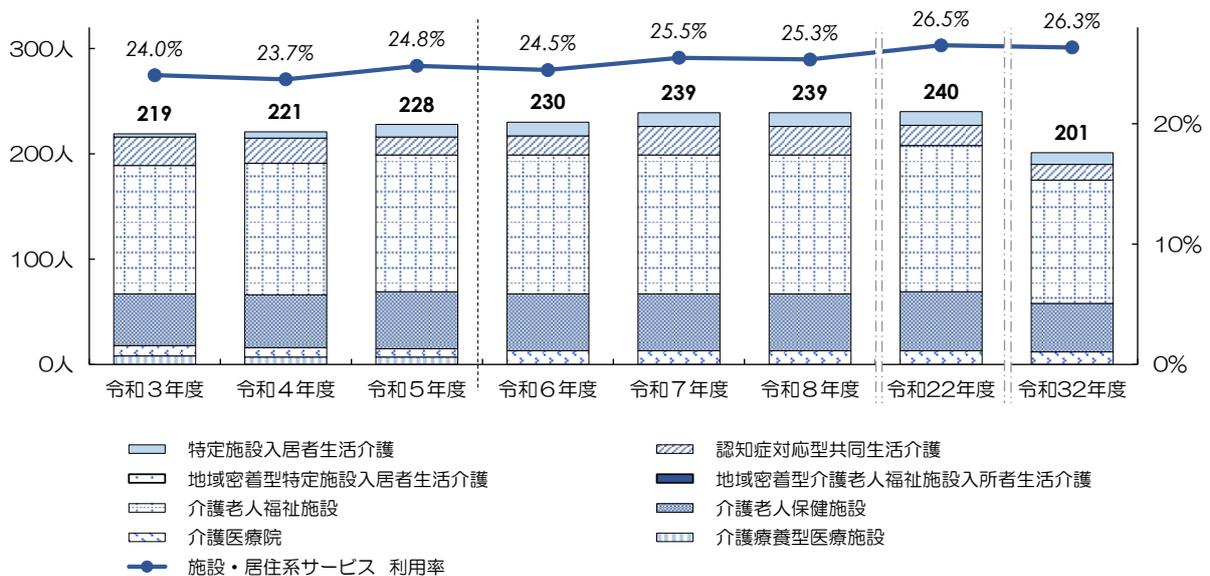
また、本町が指定・監督する地域密着型サービスにおいては、令和7年度から認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が9床再開する計画となっています。

≪施設・居住系サービス利用者の推計≫

単位：人/月

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
施設・居住系サービス 利用者数(月あたり) (B)	219	221	228	230	239	239	240	201
居住								
特定施設入居者生活介護	3	6	12	13	13	13	13	11
地域密着								
認知症対応型共同生活介護	27	24	17	18	27	27	19	15
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
施設								
介護老人福祉施設	122	125	130	132	132	132	139	117
介護老人保健施設	49	50	54	54	54	54	56	46
介護医療院	10	9	8	13	13	13	13	12
介護療養型医療施設	8	7	7					
認定者数 (A)	911	933	919	940	938	943	905	763
施設・居住系サービス 利用率 (B)/(A)	24.0%	23.7%	24.8%	24.5%	25.5%	25.3%	26.5%	26.3%

* 令和3年度～令和4年度は、介護保険事業状況報告の各サービス年間受給者数を、12か月で割り戻して算出したひと月あたりの平均値。令和5年度は9月月報までによる推計



(4) 居宅サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービス対象者の推計は、下表のとおりとなります。

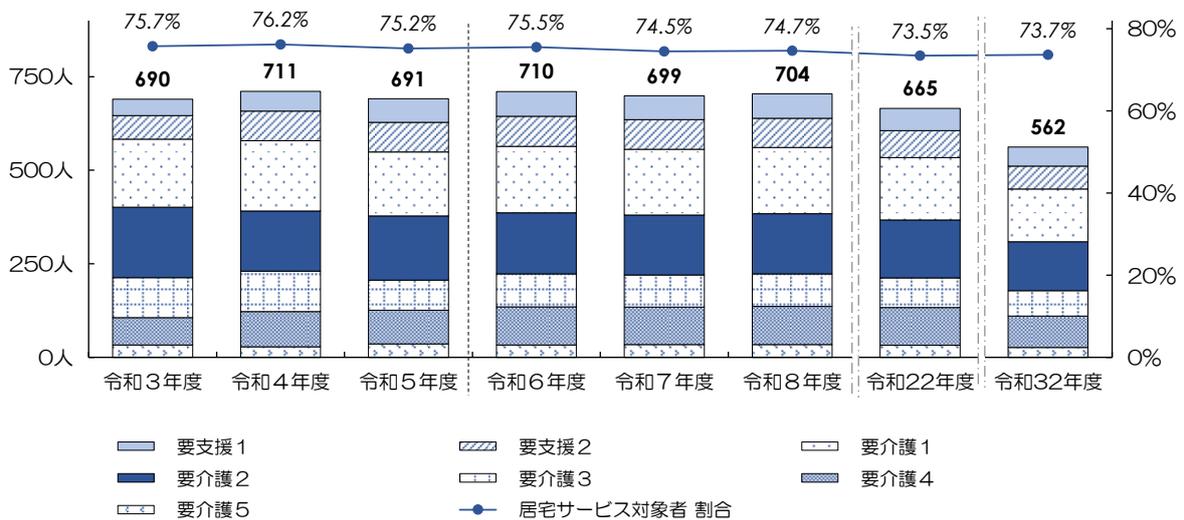
第9期計画の3か年の認定者数は横ばいですが、施設・居住系サービスの利用者が増加見込みのため、居宅サービスの対象者はやや減少傾向で見込んでいます。

《居宅サービス対象者の推計》

単位:人/月

	第8期 実績値			第9期 計画値			将来		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)	
居宅サービス 対象者数(月あたり) (B)	690	711	691	710	699	704	665	562	
要 支 援	要支援1	44	53	63	66	64	65	59	51
	要支援2	63	79	79	80	79	78	72	61
要 介 護	要介護1	182	188	171	178	176	177	167	141
	要介護2	188	161	172	163	160	161	155	131
	要介護3	107	108	80	88	86	87	79	68
	要介護4	73	94	90	102	100	102	101	84
	要介護5	33	28	36	33	34	34	32	26
認定者数 (A)	911	933	919	940	938	943	905	763	
居宅サービス対象者 割合 (B)/(A)	75.7%	76.2%	75.2%	75.5%	74.5%	74.7%	73.5%	73.7%	

*各年度の月あたり認定者数から、施設・居住系サービス受給者を差し引いています。



3 各サービスの見込み量

《介護保険サービスの概要》

介護保険サービスは、要介護者に対するサービス「介護給付サービス」と、要支援者に対するサービス「予防給付サービス」に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、「地域密着型サービス」が平成18年度に類型化され、このサービスについては、山ノ内町がサービス事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

	県が指定・監督を行うサービス	町が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	<p>★居宅サービス</p> <p><訪問サービス> <input type="checkbox"/>訪問介護（ホームヘルプサービス） <input type="checkbox"/>訪問入浴介護 <input type="checkbox"/>訪問看護 <input type="checkbox"/>訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/>居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/>特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/>特定福祉用具購入費</p> <p><通所サービス> <input type="checkbox"/>通所介護（デイサービス） <input type="checkbox"/>通所リハビリテーション</p> <p><短期入所サービス> <input type="checkbox"/>短期入所生活介護（ショートステイ） <input type="checkbox"/>短期入所療養介護 <input type="checkbox"/>福祉用具貸与 <input type="checkbox"/>住宅改修費</p> <p>★施設サービス</p> <p><input type="checkbox"/>介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/>介護老人保健施設</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <p><input type="checkbox"/>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/>夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/>地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/>認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/>小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/>認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <input type="checkbox"/>地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/>看護小規模多機能型居宅介護規</p> <p>★居宅介護支援</p>
予防給付サービス	<p>★介護予防サービス</p> <p><訪問サービス> <input type="checkbox"/>介護予防訪問入浴介護 <input type="checkbox"/>介護予防訪問看護 <input type="checkbox"/>介護予防訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/>介護予防居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/>介護予防特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/>特定介護予防福祉用具購入費</p> <p><通所サービス> <input type="checkbox"/>介護予防通所リハビリテーション</p> <p><短期入所サービス> <input type="checkbox"/>介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） <input type="checkbox"/>介護予防短期入所療養介護 <input type="checkbox"/>介護予防福祉用具貸与 <input type="checkbox"/>介護予防住宅改修費</p>	<p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <p><input type="checkbox"/>介護予防認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/>介護予防小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>★介護予防支援</p>

《第8期計画における実績値と第9期計画における計画値》

第8期実績の令和3年度と令和4年度については、見える化システムの利用実績を、令和5年度については10月月報までの実績より推計して記載しています。

第9期計画値については、国より提示された見える化システムで第8期実績から推計された数値をベースに、補正等を行って見込んでいます。

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

※サービスの名称の前半に“介護予防”と明記されているものは、要支援者を対象としたサービスです。

① 訪問介護

事業内容	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	利用量 (回/月)	3,870	4,508	4,334	4,311	4,173	4,260
	利用者数 (人/月)	150	166	157	156	153	156

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業内容	入浴設備を自宅に持ち込み、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴の介助を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	利用量 (回/月)	28	27	11	17	17	17
	利用者数 (人/月)	9	9	4	6	6	6
介護予防 訪問入浴介護	利用量 (回/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量 (回/月)	28	27	11	17	17	17
	利用者数 (人/月)	9	9	4	6	6	6

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

事業内容	通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	利用量 (回/月)	359	341	359	363	348	350
	利用者数 (人/月)	105	101	103	106	102	103
介護予防 訪問看護	利用量 (回/月)	26	14	8	5	7	9
	利用者数 (人/月)	4	3	3	3	4	5
合 計	利用量 (回/月)	384	355	367	368	355	359
	利用者数 (人/月)	109	105	106	109	106	108

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業内容	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。
-------------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	利用量 (回/月)	264	277	303	268	258	258
	利用者数 (人/月)	25	29	32	32	31	31
介護予防 訪問リハビリテーション	利用量 (回/月)	10	5	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	1	1	0	0	0	0
合 計	利用量 (回/月)	273	282	303	268	258	258
	利用者数 (人/月)	26	30	32	32	31	31

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業内容	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。
-------------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	35	41	44	46	45	45
介護予防 居宅療養管理指導	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/月)	35	41	44	46	45	45

⑥ 通所介護

事業内容	介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。
-------------	-------------------------------------

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	利用量 (回/月)	2,623	2,544	2,813	2,675	2,635	2,645
	利用者数 (人/月)	285	273	292	277	273	275

※要支援1・2の認定者が利用する介護予防通所介護は、平成29年度から地域支援事業として実施しています。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業内容	介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うものです。
-------------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	利用量 (回/月)	128	127	136	133	126	125
	利用者数 (人/月)	21	21	21	22	21	21
介護予防 通所リハビリテーション	利用者数 (人/月)	1	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/月)	128	127	136	133	126	125
	利用者数 (人/月)	21	21	21	22	21	21

※介護予防通所リハビリテーションの単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業内容	特別養護老人ホーム等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。
-------------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	利用量(日/月)	468	473	594	563	515	528
	利用者数(人/月)	41	40	44	45	42	43
介護予防短期入所生活介護	利用量(日/月)	1	8	7	8	15	23
	利用者数(人/月)	0	1	1	1	2	3
合 計	利用量(日/月)	469	481	601	571	530	551
	利用者数(人/月)	41	41	45	46	44	46

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業内容	介護老人保健施設(老健)、介護医療院等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	利用量(日/月)	468	478	413	398	397	397
	利用者数(人/月)	46	42	35	36	36	36
介護予防短期入所療養介護	利用量(日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量(日/月)	468	478	413	398	397	397
	利用者数(人/月)	46	42	35	36	36	36

※介護老人保健施設、介護医療院の合計です。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業内容	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/月)	3	7	13	13	13	13
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/月)	3	7	13	13	13	13

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業内容	日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練のために福祉用具等（例えば、車いすや歩行器、特殊寝具等）の貸与を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	利用者数 (人/月)	359	347	351	340	330	333
介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人/月)	53	56	62	60	58	59
合計	利用者数 (人/月)	412	403	413	400	388	392

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

事業内容	貸与になじまない用具（例えば、入浴または排泄の用に供する福祉用具等（特殊尿器等））を利用者が購入したときに、その費用の一部※を償還払いまたは受領委任払いで支給します。（※上限を10万円とし、費用の9～7割が対象）
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	利用者数 (人/月)	5	4	6	6	6	6
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/月)	5	4	6	6	6	6

⑬ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

事業内容	日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、その費用の一部※を償還払いまたは受領委任払いで支給します。（※上限を20万円とし、費用の9～7割が対象）
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費	利用者数 (人/月)	2	2	4	4	4	4
介護予防 住宅改修費	利用者数 (人/月)	1	1	0	1	1	1
合 計	利用者数 (人/月)	3	3	4	5	5	5

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

事業内容	介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるように介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	利用者数 (人/月)	524	514	502	494	487	490
介護予防支援	利用者数 (人/月)	56	60	66	68	66	66
合 計	利用者数 (人/月)	580	574	568	562	553	556

【施策の方策】

- 供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう、県の指定を受けた民間事業者へ働きかけます。
- 訪問介護員（ホームヘルパー）の質の向上と新たな人材の育成及び確保を図るため、県や関係機関が実施する研修会や講演会等への積極的な参加を促します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の仕事がスムーズに行えるよう、地域の実態を把握し、関連サービスのネットワーク化を図ります。
- 利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、住宅改修業者がともに連携し、利用者にとって効率的で、納得のいく住宅改修となるよう、連携体制を整え、支援していきます。また、福祉用具の機能について、利用普及やサービス内容の周知に努めます。

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象者	寝たきりや認知症の常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方						
事業内容	施設に入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行うものです。						
		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	利用者数 (人/月)	122	125	130	132	132	132

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

対象者	要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるよう、リハビリテーションに重点をおいたケアが必要な方						
事業内容	医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行うものです。						
		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	利用者数 (人/月)	49	50	54	54	54	54

③ 介護医療院

対象者	急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方						
事業内容	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。（介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられています。）						
		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	利用者数 (人/月)	10	9	8	13	13	13

④ 介護療養型医療施設

対象者	急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方
------------	-----------------------

事業内容	施設に入所し、療養上の管理、介護、医学的な管理下の看護や機能訓練等の必要な医療を行います。（令和5年度末で全面廃止となります。）
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護療養型 医療施設	利用者数 (人/月)	8	7	7	-	-	-

【施策の方策】

- 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう、関係機関と調整していきます。
- 施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。
- 身体拘束の廃止について、一層の推進に努めます。

(3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、「地域密着型サービス」が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画（平成24年度）から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービスが加わり、平成28年度から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、現在9つの地域密着型サービスが提供可能となっています。

このサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があります。また、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに町長が行うこととなっています。

《地域密着型サービスの種類》

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護者	要支援者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護（デイサービス）
④認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
⑤小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、9人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
⑥認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○	グループホーム
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
⑧地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑨看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

《地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴》

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
1 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 計画値の設定 (計画書への掲載単位)	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5 設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「介護事業運営委員会」における審議を要する。	

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容	要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により要介護者宅へ訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行うものです。
-------------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数 (人/月)	4	3	1	2	2	2

② 夜間対応型訪問介護

事業内容	居宅においても、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の居宅でのケアを行うものです。
-------------	--

国の試算では、利用対象者が300人程度（人口規模では20万～30万人程度）いなければ事業が成り立たないと想定されており、第9期計画においても、本サービスの実施は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

③ 地域密着型通所介護

事業内容	利用定員18人以下の小規模の介護施設等に通り、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図るものです。
-------------	--

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型 通所介護	利用量 (回/月)	1,024	1,038	934	937	919	918
	利用者数 (人/月)	123	121	103	102	100	100

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業内容	脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。
-------------	--

既存のデイサービスでもある程度可能であるとの観点や、第9期において新規参入事業者が見込めないことから、第9期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容	居宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。
-------------	---

町内には小規模多機能型居宅介護のサービス提供事業所がなく、第9期においても参入計画がないため、事業量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業内容	認知症の状態にある要介護者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を行うものです。
-------------	---

		第8期 実績値			第9期 計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/月)	27	24	17	18	27	27
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/月)	27	24	17	18	27	27

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業内容	入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。
-------------	--

町内には地域密着型特定施設がなく、第9期においても参入計画がないため、事業量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容	定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、ケアを行うものです。
-------------	--

町内には地域密着型介護老人福祉施設がなく、第9期においても参入計画がないため、事業量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

事業内容	要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護と訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行うものです。
-------------	---

第5期計画に創設されたサービス体系ですが、既存の通所介護や訪問看護でもある程度可能であるとの観点から、第9期計画期間中の新規整備は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

≪施設別 必要利用定員数（月あたり）≫

	第9期 計画値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	18	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0

【施策の方策】

- 地域の実状や本計画のサービス見込量を踏まえつつ、事業者の指定、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- 事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）との協議を通じて、サービスの質の向上を促進するほか、事業実績を把握しながら不足しているサービスなどの情報収集に努めます。
- 事業者への指導・監査体制の充実を図ります。

4 介護保険事業費の算定

(1) 保険料給付費の推計

介護保険事業に係る給付費の見込みは、サービス毎に利用率を精査したデータを基に以下の算式で算出され、第9期計画期間のサービス給付に必要な総額(C)は、5,510,676,082円となります。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{介護給付費}} \quad \text{①} \quad + \quad \boxed{\text{予防給付費}} \quad \text{②} \quad = \quad \boxed{\text{総給付費}} \quad \text{(A)} \\
 \\
 \boxed{\text{総給付費}} \quad \text{(A)} \quad + \quad \boxed{\text{特定入所者}} \quad \text{介護サービス} \quad \text{等給付費} \quad + \quad \boxed{\text{高額介護}} \quad \text{サービス費} \quad \text{等給付費} \quad + \quad \boxed{\text{高額医療合算}} \quad \text{介護サービス} \quad \text{等給付費} \quad + \quad \boxed{\text{算定対象}} \quad \text{審査支払} \quad \text{手数料} \quad = \quad \boxed{\text{標準給付費}} \quad \text{(B)} \\
 \\
 \boxed{\text{標準給付費}} \quad \text{(B)} \quad + \quad \boxed{\text{地域支援事業費}} \quad \text{④} \quad = \quad \boxed{\text{サービス給付費総額}} \quad \text{(C)}
 \end{array}$$

① 介護給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護	153,206,000円	148,647,000円	151,683,000円	453,536,000円
②訪問入浴介護	2,595,000円	2,599,000円	2,630,000円	7,824,000円
③訪問看護	35,057,000円	33,655,000円	33,789,000円	102,501,000円
④訪問リハビリテーション	9,959,000円	9,609,000円	9,609,000円	29,177,000円
⑤居宅療養管理指導	5,473,000円	5,371,000円	5,371,000円	16,215,000円
⑥通所介護	272,655,000円	268,469,000円	269,901,000円	811,025,000円
⑦通所リハビリテーション	17,054,000円	16,012,000円	15,820,000円	48,886,000円
⑧短期入所生活介護	59,061,000円	53,808,000円	55,254,000円	168,123,000円
⑨短期入所療養介護	56,063,000円	56,042,000円	56,042,000円	168,147,000円
⑩福祉用具貸与	52,674,000円	50,911,000円	51,481,000円	155,066,000円
⑪特定福祉用具購入費	2,049,000円	2,049,000円	2,049,000円	6,147,000円
⑫住宅改修費	4,369,000円	4,369,000円	4,369,000円	13,107,000円
⑬特定施設入居者生活介護	27,323,000円	27,357,000円	27,357,000円	82,037,000円
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,000,000円	6,007,000円	6,007,000円	18,014,000円
②夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円
③地域密着型通所介護	119,121,000円	116,641,000円	116,633,000円	352,395,000円
④認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
⑤小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
⑥認知症対応型共同生活介護	59,210,000円	88,953,000円	88,953,000円	237,116,000円
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	394,061,000円	394,560,000円	394,560,000円	1,183,181,000円
②介護老人保健施設	201,829,000円	202,085,000円	202,085,000円	605,999,000円
③介護医療院	63,292,000円	63,372,000円	63,372,000円	190,036,000円
居宅介護支援	89,585,000円	88,265,000円	88,894,000円	266,744,000円
介護給付費計	1,630,636,000円	1,638,781,000円	1,645,859,000円	4,915,276,000円

※給付費は、費用額の90%です。

② 予防給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防訪問看護	571,000円	763,000円	953,000円	2,287,000円
③介護予防訪問リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
④介護予防居宅療養管理指導	0円	0円	0円	0円
⑤介護予防通所リハビリテーション	0円	0円	0円	0円
⑥介護予防短期入所生活介護	628,000円	1,259,000円	1,888,000円	3,775,000円
⑦介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑧介護予防福祉用具貸与	3,834,000円	3,706,000円	3,771,000円	11,311,000円
⑨特定介護予防福祉用具購入費	0円	0円	0円	0円
⑩介護予防住宅改修費	1,232,000円	1,232,000円	1,232,000円	3,696,000円
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円	0円
介護予防支援	3,837,000円	3,729,000円	3,729,000円	11,295,000円
介護予防給付費計	10,102,000円	10,689,000円	11,573,000円	32,364,000円

※給付費は、費用額の90%です。

総給付費（A） (介護給付費+介護予防給付費)	1,640,738,000円	1,649,470,000円	1,657,432,000円	4,947,640,000円
-----------------------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

③ 標準給付費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,640,738,000円	1,649,470,000円	1,657,432,000円	4,947,640,000円
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	56,027,362円	55,917,302円	56,037,942円	167,982,606円
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	33,224,279円	33,163,321円	33,234,870円	99,622,470円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,415,190円	3,404,173円	3,411,517円	10,230,880円
算定対象審査支払手数料	1,545,932円	1,540,944円	1,544,250円	4,631,126円
審査支払手数料支払件数	26,654件	26,568件	26,625件	79,847件

標準給付費（B）	1,734,950,763円	1,743,495,740円	1,751,660,579円	5,230,107,082円
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

④ 地域支援事業費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費	93,259,710円	93,523,000円	93,786,290円	280,569,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	58,104,710円	58,368,000円	58,631,290円	175,104,000円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	11,857,000円	11,857,000円	11,857,000円	35,571,000円
包括的支援事業(社会保障充実分)	23,298,000円	23,298,000円	23,298,000円	69,894,000円

⑤ サービス給付費総額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
サービス給付費総額（C） (標準給付費+地域支援事業費)	1,828,210,473円	1,837,018,740円	1,845,446,869円	5,510,676,082円

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

① 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の保険料の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%～30%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

≪介護保険サービス総事業費の財源構成≫

総事業費					
標準給付費（総事業費の90%）					
保険料 50%		公費 50%			利用者負担 ※1 (総事業費 の10%～30%)
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	国	県	町	
		調整交付金 5% (全国標準)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

※施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%（定率）、県が17.5%（定率）、町が12.5%（定率）となります。

※第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。

※1…一定以上の所得のある方（前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上）の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方（「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」）3割負担（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）となります。

② 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本町の第9次計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費+地域支援事業費）は5,510,676,082円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%^{※1}）を乗じ、「調整交付金相当額^{※2}」、「調整交付金の見込み額^{※2}」、「財政安定化基金^{※3} 拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」、「市町村特別給付費等」、「保険者機能強化推進交付金等の交付見込額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

標準給付費 5,230,107,082円	+	地域支援事業費 280,569,000円	×	第1号被保険者負担割合 ^{※1} 23.0%
+ 調整交付金相当額 ^{※2} (標準給付費額の5.0%) 270,260,554円	-	調整交付金見込み額 ^{※2} (交付割合: R6=8.14%、 R7=8.01%、R8=7.72%) 430,039,000円	+	財政安定化基金 ^{※3} 拠出見込み額 (拠出率 = 0.0%) 0円
+ 財政安定化基金償還金 0円	-	準備基金取り崩し額 210,000,000円	+	市町村特別給付費等 0円
- 保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額 1,000,000円	=	保険料収納必要額 896,677,053円		

※1…第9期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第8期計画と同様、23%のままです。

※2…調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

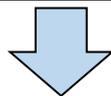
※3…市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③ 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本町の第1号被保険者は3年間で延べ13,844人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があり、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は13,754人(D)となります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	4,672人	4,604人	4,568人	13,844人
前期(65~74歳)	1,852人	1,754人	1,722人	5,328人
後期(75歳以上)	2,820人	2,850人	2,846人	8,516人

	基準 所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		令和6年度		令和7年度		令和8年度		R6	R7	R8
第1段階		719人 15.4%	709人 15.4%	703人 15.4%	0.455	0.455	0.455			
第2段階		444人 9.5%	437人 9.5%	434人 9.5%	0.685	0.685	0.685			
第3段階		360人 7.7%	355人 7.7%	352人 7.7%	0.690	0.690	0.690			
第4段階		547人 11.7%	539人 11.7%	534人 11.7%	0.900	0.900	0.900			
第5段階		734人 15.7%	723人 15.7%	717人 15.7%	1.000	1.000	1.000			
第6段階		855人 18.3%	842人 18.3%	836人 18.3%	1.200	1.200	1.200			
第7段階	120万円	523人 11.2%	516人 11.2%	512人 11.2%	1.300	1.300	1.300			
第8段階	210万円	280人 6.0%	276人 6.0%	274人 6.0%	1.500	1.500	1.500			
第9段階	320万円	98人 2.1%	97人 2.1%	96人 2.1%	1.700	1.700	1.700			
第10段階	420万円	37人 0.8%	37人 0.8%	37人 0.8%	1.900	1.900	1.900			
第11段階	520万円	19人 0.4%	18人 0.4%	18人 0.4%	2.100	2.100	2.100			
第12段階	620万円	19人 0.4%	18人 0.4%	18人 0.4%	2.300	2.300	2.300			
第13段階	720万円	37人 0.8%	37人 0.8%	37人 0.8%	2.400	2.400	2.400			
計		4,672人 100.0%	4,604人 100.0%	4,568人 100.0%						



例えば、令和6年度の第1段階の所得階層別加入割合を補正した後の被保険者数は、719人×0.455(基準額に対する割合) = 327.145人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間計(D)	合計
	4,641人	4,573人	4,539人		13,754人

算出された保険料収納必要額(896,677,053円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を98.8%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第9期計画(令和6年度~令和8年度)においては、第1号被保険者、要支援・要介護認定者、給付費ともに増加していきますが、準備基金を2億1,000万円取り崩すことで、保険料自体の上昇は抑制され、介護保険料基準月額は5,499円になり、条例により100円未満は切り上げますので、5,500円となります。

<table border="1"> <tr> <th>保険料収納必要額</th> </tr> <tr> <td>896,677,053円</td> </tr> </table>	保険料収納必要額	896,677,053円	÷	<table border="1"> <tr> <th>予定保険料収納率</th> </tr> <tr> <td>98.8%</td> </tr> </table>	予定保険料収納率	98.8%	÷	<table border="1"> <tr> <th>所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)</th> </tr> <tr> <td>13,754人</td> </tr> </table>	所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)	13,754人
保険料収納必要額										
896,677,053円										
予定保険料収納率										
98.8%										
所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間分)										
13,754人										
⇒										
<table border="1"> <tr> <th>保険料基準 年額</th> </tr> <tr> <td>65,988円</td> </tr> </table>	保険料基準 年額	65,988円	⇒	<table border="1"> <tr> <th>保険料基準 月額</th> </tr> <tr> <td>5,499円</td> </tr> </table>	保険料基準 月額	5,499円				
保険料基準 年額										
65,988円										
保険料基準 月額										
5,499円										

≪第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料≫

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の方	0.455 (0.285)	2,503円 (1,568円)	30,030円 (18,810円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.685 (0.485)	3,768円 (2,668円)	45,210円 (32,010円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	0.690 (0.685)	3,795円 (3,768円)	45,540円 (45,210円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.900	4,950円	59,400円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.000	5,500円	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	6,600円	79,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	7,150円	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	8,250円	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	9,350円	112,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	10,450円	125,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	11,550円	138,600円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	12,650円	151,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	13,200円	158,400円

※ () 内は、保険料軽減を強化した減免賦課の保険料になります。(上段との差分については公費負担)

≪第8期保険料から第9期保険料への増減率≫

第8期保険料月額	⇒	第9期保険料月額	増減率
5,400円		5,500円	101.9%

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の周知

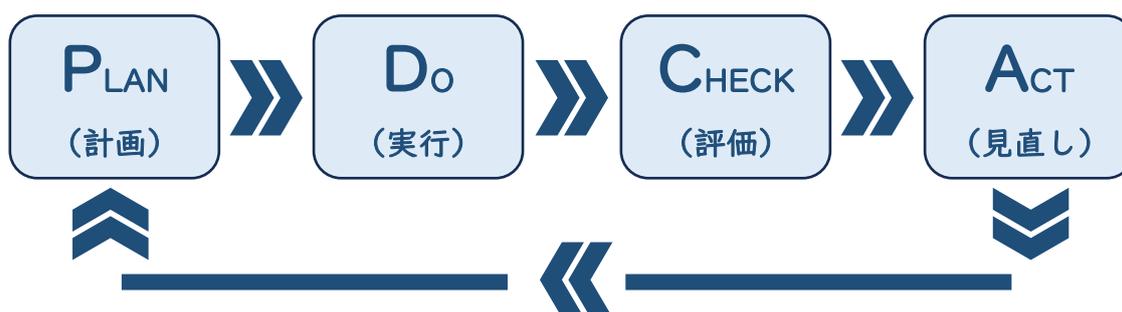
本計画は、高齢者や介護を必要とする方、また、その家族を主な対象としています。しかし、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの充実のためには、本計画について広く周知し、町民に事業やサービスについて理解してもらう必要があります。そのため、町ホームページや広報紙等で、本計画について情報提供を行います。

あわせて、高齢者福祉や介護に携わる方にも計画の周知を進め、町がめざす姿を共有した上で高齢者支援を推進していけるように努めます。

2 計画の推進・評価

本計画は、行政が主導し、町民や地域、介護サービス事業者、保健・医療・福祉分野の関係機関、地域包括支援センター等と連携して推進していくものです。

計画の進捗状況は、PDCAサイクルによって管理されます。また、その評価は、山ノ内町介護保険事業運営委員会で検証され、次年度に向けた事業の見直しが行われます。



1 山ノ内町介護保険事業運営委員会設置要綱

令和5年3月15日告示第24号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター及び協議体、その他介護保険事業並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉事業の円滑かつ適切な運営を図るため、山ノ内町介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関する事。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関する事。
- (3) 生活支援コーディネーター及び協議体の運営に関する事。
- (4) 山ノ内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の助言及び評価等に関する事。
- (5) その他介護保険事業の運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービスに関する事業者及び職能団体
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源及び地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 医療機関関係者
- (5) 保健医療福祉関係者
- (6) 山ノ内町議会社会文教常任委員長の職にある者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(山ノ内町地域密着型サービス運営委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 山ノ内町地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年山ノ内町告示第1号）
- (2) 山ノ内町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年山ノ内町告示第2号）
- (3) 山ノ内町生活支援コーディネーター及び協議体の設置要綱（平成28年山ノ内町告示第83号）

附 則（令和5年7月31日告示第94号）

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

2 山ノ内町介護保険事業運営委員会 委員名簿

(任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

役 職		氏 名	備 考
山ノ内町内医師代表		城下 裕	
山ノ内町内歯科医師代表		山本 雅英	
町介護サービス事業所	居宅介護支援 (ぬくもり)	糸乗 幸恵	
	訪問介護 (ちとせ)	高橋 正男	
	訪問看護 (たかやしろ)	宮川 はる美	
	通所介護 (にこにこ)	山岸 通男	
	グループホーム (桜)	小池 恒星	
	サ高住 (メデイカル志賀)	高相 守	
	福祉用具 (安心)	相沢 輝雄	
山ノ内町社会福祉協議会 事務局長		山口 辰也	
特別養護老人ホームいで湯の里 施設長		鈴木 隆夫	
被保険者		小林 房子	
		浅沼 しず子	
生活支援コーディネーター		滝澤 盛文	
山ノ内町議会 社会文教常任委員会 委員長		高田 佳久	
山ノ内町区長会 夜間瀬本郷区長		須田 紀弘	
山ノ内町民生児童委員協議会 会長		湯本 和幸	委員長
山ノ内町民生児童委員協議会 副会長		黒岩 一三	
山ノ内町保健補導員会		土肥 美代志	
山ノ内町国民健康保険運営協議会 会長		上原 仁	
山ノ内町住民活動センター運営委員会 委員長		高相 美智子	副委員長
北信保健福祉事務所 福祉課 企画幹兼福祉課長		中沢 智子	
北信総合病院 地域ケア科 課長		畔上 正人	
長野県在宅看護職信濃の会中高支部		春原 春美	
長野県介護支援専門員協会北信支部		田邊 さき子	

(敬称略・順不同)

事務局

健康福祉課	課 長	小林 一夫
//	福祉係長	外山 美雪
//	健康づくり支援係長	堀米 かおり
//	医療保険係長	坂口 貴子
//	介護保険係長	櫻井 美子
//	介護保険係	富岡 浩一
//	介護支援係長	関 浩美
//	介護支援係	竹節 純子
//	//	北條 佳奈美
//	//	土屋 大我
//	//	湯本 順子

3 計画策定の経過

日程	会議名等	内容
令和4（2022）年 11月1日（火）～ 12月23日（金）	高齢者等実態調査	○元気高齢者実態調査 ○居宅要介護・要支援認定者等実態調査
令和5（2023）年 8月24日（木）	第1回介護保険事業運営委員会	○令和4年度事業実績報告 ○介護予防マネジメント事業委託事業所の承認について ○高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について
令和5（2023）年 11月28日（火）	第2回介護保険事業運営委員会	○前回実施のアンケート結果について ○高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について
令和6（2024）年 1月12日（金）	第3回介護保険事業運営委員会	○前回実施のアンケート結果について ○高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について
令和6（2024）年 1月23日（火）～ 2月14日（水）	パブリックコメント	意見の件数：0件

山ノ内町
高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6(2024)年3月
山ノ内町 健康福祉課

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3371-2
TEL 0269-33-8411 FAX 0269-33-8413